

2012-2013年度

クラブアセンブリー

職業分類表



会長 染川 周郎

幹事 川畑 宏二

鹿児島西ロータリー・クラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507
ホームページ www.kagoshima-w-rc.jp



ロータリーの綱領 Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロータリーの綱領	
RI 会長の横顔	1
RI 第 2730 地区ガバナーの横顔	3
会長挨拶	8
幹事挨拶	10
理事役員及び委員会構成	11
2012～2013 年度 第 2730 地区 地区大会役務分担表	13
鹿児島西 R C 創立 50 周年記念事業実行委員会	15
年間行事予定表	17
クラブ概況報告	19
学習会日程表	27
クラブ表彰	28
委員会方針・計画	29
鹿児島西ロータリー・クラブ定款	39
◇ 細則	53
◇ 慶弔規定	69
◇ 奨学金制度要綱	70
職業分類表	71
会員名簿	81

RI会長



2012-2013年度 国際ロータリー会長

田中作次氏(埼玉県、八潮ロータリー・クラブ会員)

PROFILE

ロータリー財団管理委員

RI理事

ロータリー財団地域コーディネーター

地区ガバナー

ポリオ撲滅提唱グループ委員、恒久基金委員会委員、
未来の夢委員会委員

田中作次氏、埼玉県、八潮ロータリー・クラブ会員。会長指名委員会により2012-13年度の国際ロータリー会長に選出されました。

ロータリーが「地域を発展させる原動力として、活気のある活動を続けていく」姿を見届けていきたい、と田中氏は述べます。

そのような活動を展開していくためにも、積極的で、活動に夢中になれるクラブをロータリーは必要とすると同氏は付け加えます。「活気をもって、行動をとって変化に対応できる強力なクラブづくりを支援する、修正されたRI長期計画があることは幸いです」

田中氏が代表取締役を32年間務めた家庭紙卸売業の株式会社タナカは、1995年に株式公開した後、日用品雑貨卸売販売業者の株式会社ダイカと合併しました。現在、八潮市商工会の副会長である同氏は、その後、商圏を全国展開するために再度合併した株式会社あらたの相談役を務めています。また、ビジネス経営を専門に学び、全国家庭紙同業会連合会の会長任務を8年間務められました。

ロータリー財団管理委員として、田中氏は2009年バーミンガム国際大会委員会の委員長を務められました。ロータリーに関するその他の任務として、RI理事、ロータリー財団地域コーディネーター、地区ガバナーとして活躍されたほか、ポリオ撲滅提唱グループ、恒久基金委員会、未来の夢委員会の委員を務められました。

ロータリー平和フェロウシップ基金を設立した田中氏は、京子夫人とともに、ポール・ハリス・フェロウ、恒久基金ベネファクター、大口寄付者となっています。

受賞経歴として、同氏は超我の奉仕賞、ロータリー財団の特別功労賞を受賞されました。ポリオを撲滅することは「私たちが世界の子どもたちへの約束を果たすこと」であると田中氏は言い、「近い将来に撲滅が成功を逃げることは間違いない」と述べます。

田中氏と京子夫人には、3人のお子さんと5人のお孫さんがいます。

2012-2013年度
RIテーマ

奉仕を通じて平和を

RI会長からのメッセージ



平和という概念は、人によって、文化によって異なります。心の平安や家族の幸せ、満足感を指す場合もあるでしょうし、人間の基本的ニーズが満たされた安全な状態を指すこともあるでしょう。平和をどのように定義するにせよ、それは奉仕を通じて達成できる目標です。

ロータリーにおいて、奉仕とは、片手間にすることでも、たまに取り組んでみることでありませぬ。奉仕とは生き方です。それは、思いやりの心を重んじることであり、調和へといたる道です。生活のあらゆる場面で奉仕を実践することによって、私たちは分かち合いの精神を育み、友好を見出し、平和の道を歩むことができます。

2012-13 ロータリー年度には、平和が私たちの焦点、そして目標となり、ロータリアンの皆さまには、「奉仕を通じて平和を」もたすため、積極的に活動していただくようお願いいたします。平和に向けた努力は、すべての人、家族、クラブ、地区、地域、そして国から始まると思います。

ロータリーの中核にあるのは、奉仕の力に対する信念です。奉仕を優先すれば、自分よりも他者のニーズが優先され、考え方ががらりと変わり、人々が抱える困難に対し、深い同情の心が生まれます。人々を助けよう、人々がもっと幸せになるよう自分にできることをしよう、という気持ちがさらに湧き上がります。自分の時間やリソースを惜しみなく与え、新しい考え方に対してもさらに心を開くことができます。それは、他人を変えようとするのではなく、すべての人やものが自分に何かを教えてくれること、毎日、新たな成長の機会が与えられることを認識することになります。

奉仕を通じて、私たちは、違いに対して寛容になり、周囲の人に対して感謝の気持ちを抱くようになります。感謝の気持ちを持てば、もっと相手を理解でき、あらゆる人の中に善を見出せるようになります。こうした理解を深めることで、他者への尊重の念が高まり、互いに対する尊重の念があれば、人々は平和に暮らすことができると思います。

ロータリーの奉仕は、さまざまなかたちで平和を助長します。私たちは、クラブと地区で、世界中の地域社会に健康、安全、人間の尊厳をもたらすために活動し、競争よりも協力、自分の働きよりも公益に価値を置こうという気持ちが、私たち一人ひとりの中に生まれます。自分を見つめることを通じて、私たちは、完璧な人間などいないということ、そして誰もが人から何かを学べるということを理解します。

ロータリー独自の標語、「超我の奉仕」は、奉仕の最高のかたちを表しています。このような奉仕こそ、私たちが歩むべき道であると、私は信じています。この道はロータリアンが築いた道であり、世界のすべての人々が歩むことのできる道です。さらに深い思いやり、満足、寛容、理解へといたる道です。

「奉仕を通じて平和を」を標榜するなら、私たちは、自分たち、そして世界のために、さらなる平和へ向けて邁進していくことができます。



2012-2013年度第2730地区ガバナー

山下 皓三 (やました こうぞう)

昭和22年3月5日生

(所属クラブ：鹿児島西ロータリー・クラブ)

略歴・職歴等

主な学歴	鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校卒 大阪歯科大学卒
主な職歴	昭和48年 歯科医師 昭和50年 山下歯科を鹿児島市に開業、現在に至る
役職歴	鹿児島県歯科医師会副会長 日本臨床歯周病学会副理事長 鹿児島大学歯学部非常勤講師 鹿児島大学教育学部附属小学校評議員 鹿児島県医療推進協議会理事 鹿児島県医療審議会委員 鹿児島県社会福祉審議会委員 その他

ロータリー歴

1979年4月	鹿児島西RC入会
1986年	鹿児島西RC幹事
1987年	RI2730地区RA委員会委員
2005年	鹿児島西RC会長
2010年	RI2730地区ガバナー補佐
2011年	RI2730地区職業奉仕委員会副委員長
2011年10月	RI2730地区ガバナー・エレクト ポール・ハリス・フェロー ベネファクター 米山功労者

ガバナー挨拶

国際ロータリー第2730地区

2012-2013年度

ガバナー 山下 皓三

-2012.5.26 地区協議会挨拶より-

世界の社会情勢が変化し、それに合わせて世の中の仕組みも変革している中で国際ロータリーも時代の潮流に対応できるように組織の仕組みが変革してきています。しかし、国際ロータリーとしての基本理念は何も変わっておりません。時代の潮流の中で、ロータリーの基本理念に対してどのように効果的なクラブをつくり、活動していくか、そして、ロータリーの仲間を増やしていくかは、ここにお集まりのクラブ指導者であり、ロータリアンお一人おひとりであると思います。

次期RI会長は、日本人で3人目の会長となられる埼玉県八潮RCの田中作次氏です。

田中作次RI会長エレクトは、今年1月にアメリカ（サンディエゴ）で行われた国際協議会においてRIテーマを「奉仕を通じて、平和を」とし、平和についての考えを講演されました。講演の中で2012-13年度には、地区内のクラブにおいてRI戦略計画の3つの優先項目に一層の力を注ぐように、また広島、ベルリン、ホノルルで開かれる3回のロータリー世界平和フォーラムの推進にも協力をするようにガバナー・エレクトに対し要請されました。

本日の地区協議会における研修では「RI戦略計画とロータリー活動」をテーマに、元RI理事・RI戦略計画委員会委員 南園義一様（防府RC）にモデレーターになっていただき、第2500地区PDG 足立功一様（釧路北RC）、第2640地区PDG 米田真理子様（堺フェニックスRC）、ロータリーの友編集長・RPIC二神典子様（東京築地RC）の4名の方によるパネルディスカッションをお願いしました。RI戦略計画で目指しているところをご理解いただき、皆様の年度のクラブ運営の参考にしていただければ幸いです。

これまで、ロータリー財団が世界100地区でパイロット事業を行ってきた未来の夢計画が2013-14年度から世界全地区でスタートします。ロータリー財団の補助金が12種類から新地区補助金とグローバル補助金の2種類になります。そして、新地区補助金は地区で資金を管理し、地区の裁量で補助金を使えるようになります。

次年度はRI戦略計画と未来の夢計画との内容を十分に理解できるようにクラブ協議会を開催し、出来るだけ多くの会員に参加してもらってください。補助金を使えるようにクラブを活性化してください。奉仕活動の充実が図れる効果的なクラブになるための準備が必要な年度になります。

組織を活性化するためには、ビジョンが大切です。そのための目標設定や長期計画を立案します。そして、実現するための戦略や戦術が重要になります。

また、機能する組織変革とリーダーを育成するための仕組みが必要です。

私は次年度の2730地区のビジョンを“すばらしいロータリーへの再生”としました。私たちには将来への夢が必要です。ロータリアンとしての誇りが大切です。また、奉仕活動への新たな挑戦が重要です。

素晴らしいロータリーへの再生には、ロータリーを学び、考え、行動するクラブやロータリアンが増えなければなりません。また、ロータリーに対する問題意識や目標意識を持つなどの意識改革ができるように、継続できる包括的な研修体制が必要です。ロータリーのことを理解したロータリアンが増えることによって、2730地区に30代から40代の若い人達が入会してロータリー・クラブで活動したいと希望するような夢のあるクラブを増やしたいと思っています。

そのためにはロータリアンが夢と誇りと挑戦する気持ちを持って活動するための、地区組織のシンクタンクが必要です。地区とクラブとの連携が図れるように地区・リーダーシップ・プラン（DLP）によって地区組織が機能できるように組織の見直しをしました。縦型のリーダーシップだけでなく横型のリーダーシップを考えた地区運営委員会を設置し、情報を各委員会が共有し、包括的な活動が出来るようにクラブ・リーダーシップ・プラン（CLP）を奨励し、効果的なクラブづくりへの支援をいたします。また、これからのロータリー・クラブはIT機能やネットワークを充実することは大変重要となっています。情報伝達の合理化と効率化が計られるように支援をしたいと考えています。

そして、ロータリーの公共イメージと認知度の向上によって、ロータリーのことを知る人が増え、ロータリアンであることに誇りを持てるような奉仕プロジェクトを皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

私たちはロータリアンであることを再認識し、平和とは何か、私たちに何が出来るのかを考えてみませんか。

夢があり、誇りを持ち、挑戦できる すばらしいロータリーへの再生へ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今年度の地区協議会が皆様にとって実り多い有意義な研修会になることを願っています。

【地区テーマ】

夢・誇り・挑戦

すばらしいロータリーへの再生

○行動指針 「学び考え行動するクラブづくり」

- 重点目標
- I. クラブへのサポート強化
 - II. 人道的奉仕の重点化と充足
 - III. 公共イメージの向上と認知

【基本方針と行動計画】

1) ロータリーの行動規範の再確認。

自己研鑽と職業倫理を高め、奉仕という共通の目的を目指すロータリアンであるために、①行動指針として推奨されている「4つのテスト」、②奉仕の機会としての職業における倫理の向上を謳った「職業宣言」、③ロータリーの綱領を推進する「行動規範」を再確認し実践することを奨励する。

2) ロータリーの知識を深めるための研修の充実を図る。

地区研修リーダーと協力して地区指導者の養成を図るとともに、クラブ管理部門のロータリー研修委員会を通じて、クラブレベルで「ロータリーを学ぶ」場を創出する。ロータリー研修委員会はそのためのセミナーの計画、講師の派遣や有効なリソースの紹介を行う。

3) リーダーの育成を行う。

直接クラブと接点を持つ6部門の委員長・委員のすべてをバスター・ガバナー以外の有為の人材で構成し、地区指導者を発掘するとともに、委員任期を3年（委員長・副委員長はプラス1年）とし委員会事業の継続性を保持する。

またガバナー補佐エレクトを十分な研修期間をもって選任し、知識と経験を備えた次期の地区リーダーを養成する。

4) 東日本大震災の復興に継続的支援を行う。

専任委員会を設置し、場当たりのでない継続的で有意義な支援の在り方を検討する。

5) クラブと地区の連携を強化し戦略計画の立案を奨励する。

ガバナー補佐、地区委員会とクラブリーダーのコミュニケーションを密にし、補助金の活用をも視野に入れた戦略的で継続的な事業を支援する。

6) ロータリー財団「未来の夢計画」を準備する。

専任委員会を設置しR財団の新しい制度を研究する中で、WFやDDFといった資金の活用を含めて、地区・分区・クラブレベルでの対応を準備する。

7) 若い会員の増強と退会防止を目指す。

拡大・増強部門の委員会を通じて会員から広くアイデアを求め、夢と誇りとチャレンジ精神に満ちたロータリーへの再生を目指す。

また共通の職業分類や趣味、女性といった特定分野での地区全域のネットワークを支援し仲間意識を醸成する。(各クラブ純増1名以上を目標とする)。

- 8) 奉仕プロジェクトの継続性を高め、行動を主体とした奉仕を推進しRI会長賞・ガバナー賞への挑戦を奨励する。

専任委員会を設置しRI会長賞他各賞の情報を整理、紹介し「チャレンジしよう!」と呼びかけることでクラブの活性化を図る。

- 9) 職業奉仕を強調する。

ロータリーの原点でありながら曖昧な概念しか認識されていない「職業奉仕」について研修する機会を設け、ロータリーとしての奉仕の在り方を検討する。

- 10) さまざまな奉仕活動への参加や例会への出席を奨励する。

地区のWEBサイトやガバナー月信を使い地区内クラブ間の情報を共有することで例会出席は勿論、地区やクラブ主催の奉仕活動への参加を広く呼び掛ける。

- 11) 公共イメージの認知を促進しロータリー・ブランドの確立を図る。

メディア、ITを使った広報を積極的に行い公共イメージの認知を促進しロータリーをブランドとして位置付ける。そのためRIのリソースを活用する。

- 12) ロータリー財団を支援する。

目標設定：年次プログラム基金への参加を促進する。

「毎年あなたも100ドルを」一人平均100ドル以上の寄付目標の達成(月額1,000円)。

「ポール・ハリス・フェロー」、「マルチプル・ポール・ハリス・フェロー」、及び恒久基金「ベネファクター」、教育プログラム「ロータリー平和センター」への寄付を各クラブ1名以上促進する。

- 13) 米山記念奨学会を支援する。

目標設定：一人平均12,000円(月額1,000円)の寄付目標の達成。

米山功労賞、米山功労法人を各クラブ1名以上促進。

- 14) 効果的なクラブづくりへの挑戦ができるよう支援する。

「効果的なロータリークラブとなるための活動計画の指標」の実践。

CLP導入による地区組織との整合とクラブ長期計画の立案、それに伴う年次計画の実施を推奨する。

- 15) クラブ事務所のIT化の推進。

クラブと地区との連携の効率化・合理化を図り、効果的なクラブづくりのための支援を行う。

- 16) ロータリー平和フォーラムの実施に協力する。

2013年5月17日・18日広島で開催されるフォーラムへ多くの会員と新世代の方々が参加するよう推進する。

- 17) 2013年6月23日～26日に開催される国際大会(リスボン)への参加を推進する。

会 長 挨 拶

染 川 周 郎

クラブ創立50周年という記念すべき年度にクラブ会長の重責を担うことになりました。もとより浅学非才の身ではありますが、与えられました職責に全力を挙げて取り組んで参ります。申すまでもないことですが、会員の皆様お一人お一人のご協力をいただけないことには一歩も前に進めません。ご指導ご鞭撻のほど切にお願い申し上げます。

本年度は、以下のような方針でクラブの運営にあたって参ります。

- 1 先ず、クラブの運営についてどのような基本的姿勢で臨むのかについてですが、創立50周年という記念すべき年度の運営であるからこそ、これまで幾多の先輩の方々が営々として築いてこられた西RCの歴史と伝統をさらに強固なものにするというスタンスで取り組みたいと考えています。

私が入会しました20年前には先輩方はよく「アカデミック」な西RCということを言われました。この格調高い伝統を再構築するという基本的姿勢で参りたいと思います。

- 2 例会は「入りて学び、出でて奉仕」の場とされていますが、果たして自分自身がどの程度学んできたのか反省すべきところが多々あります。これまで以上に例会をロータリーという職業人の人生哲学をより深く学ぶ場にしたいと思います。50周年という大きな節目の年度であるからこそ「ロータリーの原点に戻ってロータリーを深く学ぶ場にしたい」ということです。

- 3 具体的には、会長挨拶の時間にロータリーの歴史、奉仕の哲学の具体的内容、ロータリーの哲学の背景となっている歴史的事実や宗教上の事情などについて愚見を發表し、出来ましたら問題提起をしたいと考えています。

また、例会のプログラムは、以前は恒例となっていた入会3年未満の新入会員卓話を中心として、状況に応じて長老クラスの会員卓話も交えて、会員卓話を重視したものにしりたいと考えています。即ち、多くの会員の皆様に趣味や特技についてではなく自分の職業について、職業倫理とか職業を通じての奉仕とは何かといった観点から卓話をお願いしたいと計画しています。

ご協力の程宜しくお願ひします。

- 4 本年度は、当クラブの山下皓三会員がガバナーに就任されました。クラブを挙げて全力で支えてまいります。そして、11月の地区大会、明けて3月の50周年記念事業とビッグ・イベントが続きます。会員の皆様のご負担も多大なものになると思われまゝ。

ビッグ・イベントは、いずれも実行委員長がおられ、実行委員会がスタートしているわけですが、当然のことながらクラブが全面的にバックアップする必要があります。その為には、兎に角、会長、幹事が雑巾掛けに徹することが最重要だと考えています。

ビッグ・イベントの連続は、会員の皆様に取りましては、個人の時間がとられて一步間違ひますと不協和音の続出になりかねませんが、うまく回転すれば会員相互の信頼関係は強固なものになり、西クラブはさらに強いクラブなるものと確信していますし、またそうするのが会長・幹事の責務と心得ています。

- 5 ロータリークラブにとりまして、親睦の重要性はいくら強調しましても足りない位だということは良く認識しています。

「楽しくなければロータリーではない」というスタンスも大切にしたいと考えています。恒例の観月会、クリスマス家族会、賀寿の宴、ゴルフ会は当然のことながら、夜の会合のない月は何かと名目を付けて懇談の場としての夜の会合を実施したいと考えています。例えば、去る6月13日に「古酒屋のひとりよがり飲みながら新年度について語る会」を実施しましたような形で進めたいと思います。皆様、万障お繰り合わせのうえご出会をお願ひいたします。

- 6 台湾宜蘭RCとの友好盟約の締結を実現します。

- 7 CLPの導入問題さらには「渚の語らい」の件についても、クラブ内で良く協議して方針を決めて参ります。

特に、CLPにつきましては、これを推進される山下ガバナーのお膝元である西クラブで議論が進まないというわけには参りませんので、例会、学習会等を通じて皆様の討議をお願ひいたします。

幹 事 挨 拶

川 畑 宏 二

伝統ある鹿児島西ロータリークラブの2012-13年度の幹事を務めさせていただくことになりました。本年度は、諸先輩方が連綿と築いてこられた当クラブの創立50周年を迎え、また同時に山下ガバナーを輩出する年度であります。このような記念すべき節目の年度に、ロータリーの事を十分に理解できていない浅学非才の身で重責を担う事となりました。皆様のご協力を賜りながら与えられた務めを果たしたいと考えております。

ロータリーの哲学・思想の源流を探りながら、格調高い西クラブの伝統を再構築することを基本姿勢とする染川会長の明確な方針に沿って、会員の皆様のご支援と各委員会との連携のもとにクラブ運営にあたって参ります。

地区大会や50周年事業等の一大行事では、皆様にはそれぞれの局面でご負担をおかけする事になると思いますが、これらの行事を通じてさらに会員相互の友情と信頼の和が深まることを願いたします。

台湾宜蘭RCとの友好関係については、前年度に道筋をつけていただきましたので、皆様のご理解をいただきながら、当クラブにとって24年ぶりとなる盟約実現を目指して取り組んで参ります。

国際ロータリーの動向に関しては、本年度は、従来のロータリー財団のしくみから未来の夢計画へ移行する年度でもあります。新方式での地区財団活動資金（DDF）や国際財団活動資金（WF）を有効に活用する方法を地区やクラブの各委員会と連携して模索研究したいと考えています。また、国際ロータリーが推奨するCLPについては、クラブ内で十分な議論を尽くして次年度へ繋げたいと思います。

この一年間 魅力ある楽しく面白いクラブ運営と、会員同士の友愛の和を図りながら、幹事としての任務に精励する所存でございます。

会員の皆様のお力添えとご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

2012-13 鹿児島西ローターリー・クラブ役員・理事・委員会構成

2012/7～2013/6

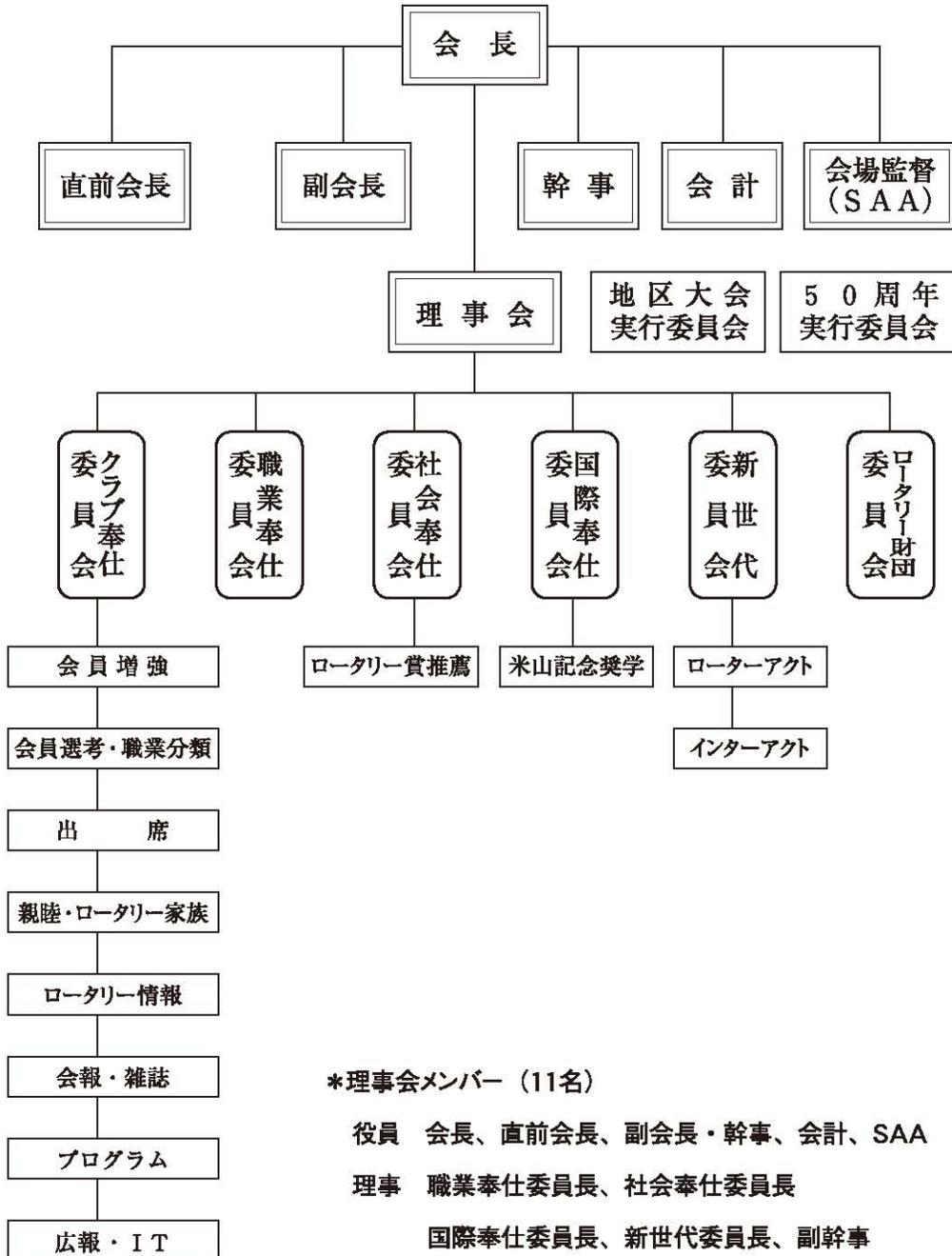
(役員・理事) 会 長	染川 周郎	(役員・理事) 副会長	長柄 英男
(役員・理事) 幹 事	川畑 宏二	(選出・理事) 副幹事	町田 猛
(選出・理事) 職業奉仕委員長	中村 英幸	(役員・理事) 直前会長	玉利 賢介
(選出・理事) 社会奉仕委員長	水流 洋	(役員・理事) 会場監督(SAA)	天本 美信
(選出・理事) 国際奉仕委員長	南 徹	副SAA	竹下 威
(選出・理事) 新世代委員長	七枝 敏洋	会計監査	徳留 忠敬
(役員・理事) 会 計	須田 正己		

委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員		
クラブ奉仕	長柄 英男		山之氏秀行 内村 二郎 上之園正幸	森 俊英 岩切 豊 有馬 戦男	高山 義則 上村 國博
会員増強	山之氏秀行	中園 雅治	岩元 基	櫻美 義明	
会員選考	森 俊英	久保 眞介	村田 和雄	江夏 洋	山元 正明
職業分類	高山 義則	坂元 利郎	水沢 清治	諏訪園 隆	伊東 安男
出 席			佐伯 壽郎 迫田 英介 新福大一郎 萩原 徹	藤安 秀一 養田 満康 居迫 大作 間崎 徹也	原 正親 田中 藤雄 菊永昭二郎 久保 富弘
親 陸 ローターリー家族	内村 二郎	森山 輝也			
ローターリー情報	岩切 豊	有村 仁志	海江田 卓	川平建次郎	
会報・雑誌	上村 國博	坂木 貞剛	岩田 泰一	福元 紳一	
広報・IT	上之園正幸	三木 武幸	鮫島 信一	松下 賢司	
プログラム	有馬 戦男	濱田 悦郎	古木 圭介	前田 義博	
職業奉仕	中村 英幸	日高 好久	山下 皓三	徳留 忠敬	
社会奉仕	水流 洋	平野 次秋	池口 恵観 深尾 兼好	岩男 秀彦	太原 春雄
ローターリー賞	長柄 英男	水流 洋	中村 英幸	南 徹	七枝 敏洋
国際奉仕	南 徹	庵木 英雄	玉川 哲生	玉利 賢介	小田代憲一
米山記念奨学	町田 猛				
新 世 代	七枝 敏洋	大山 康成	田畑 勇		
ローターアクト	小山 光義	鮎川 吉弘	大福 厚範	赤塚幸士郎	
インターアクト	海江田嗣人	山元 将孝	銚之原大助	小正 芳史	
ローターリー財団	山田 晴彬	坂之上 忍	江口 清隆	濱崎 一郎	

国際ローターリー第2730地区 役員(鹿児島西ローターリー・クラブ会員)

地区諮問委員会 委員	海江田 卓	青少年交換小委員会副委員長	七枝 敏洋
奉仕プロジェクト部門長	古木 圭介	ローターアクト小委員会委員	鮎川 吉弘
ガバナー事務所地区幹事	深尾 兼好	地区筆頭副幹事	川平建次郎
地区財務委員会委員長	須田 正己	ガバナー事務所副幹事	藤安 秀一
月信・地区年次報告委員会委員長	坂木 貞剛	ガバナー事務所副幹事	中園 雅治
地区大会実行委員会委員長	南 徹	ガバナー事務所副幹事	内村 二郎
地区大会実行委員会幹事	天本 美信	ガバナー事務所副幹事	川畑 宏二
地区大会実行委員会副幹事	大山 康成	ガバナー事務所副幹事	山元 将孝
ローターリー雑誌小委員会委員長	上村 國博	地区監査委員	徳留 忠敬

鹿児島西ロータリー・クラブ 理事会・委員会 構成表



***理事会メンバー（11名）**

- 役員** 会長、直前会長、副会長・幹事、会計、SAA
理事 職業奉仕委員長、社会奉仕委員長
 国際奉仕委員長、新世代委員長、副幹事

2012～2013年度 第2730地区 地区大会役務分担表

大会実行委員会	委員長 南 徹 大会幹事 天本 美信	副幹事 大山 康成 書記 須田 正己
総務部会	部会長 南 徹 副部会長 天本 美信・大山 康成・川平建次郎・山元 正明	
大会本部	南 徹・天本 美信・大山 康成・須田 正己・海江田 卓 玉川 哲生・福崎 順久・向井 房子・北新 知美・パン・イトウェー	
来賓接遇 来賓の対応・案内・出欠確認	班 長 長柄 英男 染川 周郎・川畑 宏二・福崎 順久・向井 房子・北新 知美 久保 良子・パン・イ・トウェー	
友愛の広場 基席・ドリンクサービス 物販(オルトン・会員企業出店)	班 長 日高 好久 副班長 庵木 英雄 岩田 泰一・菊永昭二郎・久保 富弘・坂元 利郎・坂之上 忍 メンバー夫人・鹿児島中央RC	
救急対応班	班 長 高山 義則 小田代憲一・太原 春雄	
家族親睦PG班 ご婦人方の市内観光	班 長 七枝 敏洋 副班長 有馬 戦男 田中 藤雄・森 俊英	
交通案内班 誘導標識・駐車場の管理	班 長 久保 真介 副班長 迫田 英介 新福大一郎・萩原 徹・岡崎 徹也・鹿児島サザンウインドRC	
記念ゴルフ	班 長 藤安 秀一 副班長 佐伯 壽郎 岩元 基・徳留 忠敬・江夏 洋・平野 次秋・居迫 大作	
運営部会	部会長 中村 英幸 副部会長 中園 雅治・内村 二郎	
本会議班 第1・2・3会議の運営 会場設営・進行のチェック	班 長 内村 二郎 副班長 森山 輝也・原 正親 山田 晴彬・鮫島 信一・居迫 大作・水流 洋・小正 芳史 田畑 勇・伊東 安男	
懇親会班 懇親会の企画運営 料理・会場設営・進行の チェック	班 長 中園 雅治 副班長 山之氏秀行・原 正親 竹下 威・蓑田 満康・前田 義博・平野 次秋・鏝之原大助 福元 紳一・大福 厚範・村田 和雄	

会長代理晩餐会班 晩餐会の料理 会場設営・進行のチェック	班 長 中村 英幸 副班長 鮎川 吉弘 藤安 秀一・佐伯 壽郎・深尾 兼好
フェアウエル班 パーティーの準備・進行	班 長 小山 光義 副班長 濱崎 一郎 江口 清隆・赤塚 幸士郎・水淵 清治
S A A 班 本会議・懇親会・晩餐会 セミナー他の進行	班 長 有村 仁志 副班長 内村 二郎 大山 康成
記念講演班 RI研修・記念講演 (未定)	班 長 川畑 宏二 副班長 岩切 豊 岩男 秀彦・櫻美 義明・池口 恵観・諏訪園 隆

登録宿泊部会	部会長 町田 猛 副部会長 古木 圭介・玉利 賢介
登 録 班 エージェントとの交渉・登録 管理	班 長 町田 猛 副班長 古木 圭介 大山 康成
宿 泊 班 エージェントとの交渉・宿泊 管理	班 長 森山 輝也 副班長 古木 圭介 須田 正己
受付案内班 当日の受付・案内・弁当配付	班 長 玉利 賢介 登録宿泊 班長・副班長 鹿兒島城西RC

広報記録部会	部会長 上之園正行 副部会長 三木 武幸
広報PR班 地区大会PR・プレス対応	班 長 三木 武幸 副班長 濱田 悦郎 山元 将孝
RI広報ホール班 RI広報映像上映	班 長 松下 賢司 副班長 坂元 利郎・鹿兒島南RC
クラブ展示班 64クラブ活動紹介パネルの 作成展示	班 長 上之園正幸 副班長 坂之上 忍・鹿兒島南RC
記 録 班 記録写真・報告書作成	班 長 上村 國博 副班長 海江田嗣人 坂木 貞剛

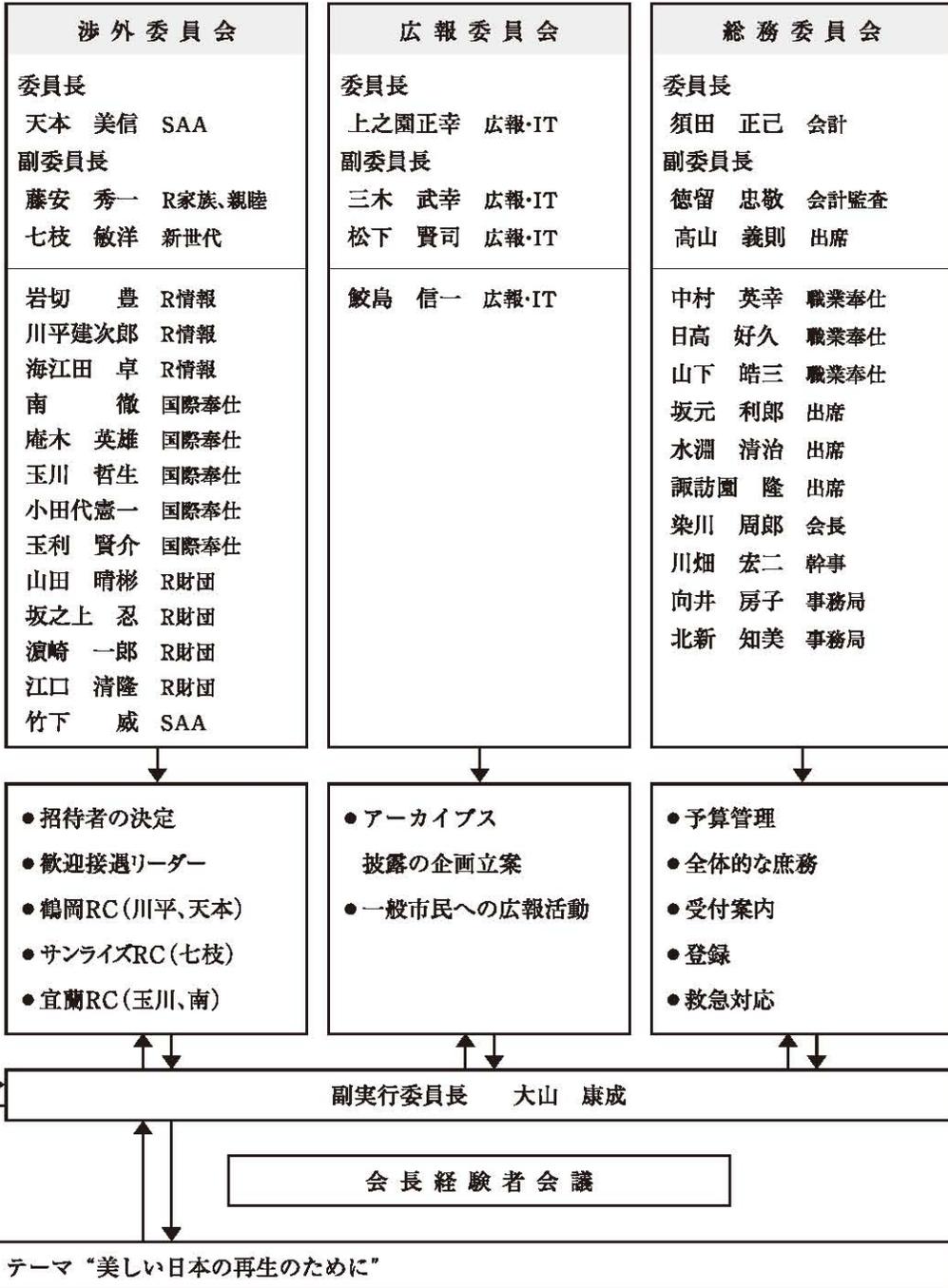
鹿児島西RC創立50周年

日 程：2013年3月23日（土） ■ 講演会（市民文化ホール） 13:00～



年記念事業実行委員会

■記念式典（サンロイヤルホテル）17：00～ ■懇親会 18：30～



鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(上期)2012年7月～2012年12月

特別月間	月	日	例 会 (地区大会・50周年)	理 事 会	特 別 ラ ン チ	学習会・RAC プロバス例会	そ の 他
	7	4	山下ガバナー挨拶(RIテーマ)			学習会 2日	IA提唱高校訪問
		11	クラブ協議会(活動方針)	○	100万 ドル	(RIテーマ)	ガバナー補佐訪問
		18	ガバナー補佐訪問		米山	RAC例会 5日、19日	
		25	卓話			プロバス 12日	
会員 増 強 及 び 拡 大 月 間	8	1	クラブ協議会(決算・予算)				IA年次大会
		8	クラブフォーラム(クラブ奉仕/会員増強)	○	100万 ドル	学習会 6日	市内分区 会長・幹事会 8/10
		15	休会(法定休日)			(会員増強)	
		22	卓話		米山	RAC例会 2日、16日	
		29	PBC・RAC・IAC・RC合同例会		夜間	プロバス 9日	PBC・RAC・IAC・ RC合同例会
新 世 代 の た め の 月 間	9	5	クラブフォーラム(新世代、RA、IA)			学習会 3日	
		12	卓話	○	100万 ドル	(新世代)	
		19	ガバナー補佐訪問(ガバナー公式訪問前)		米山	RAC例会 6日、20日	ガバナー補佐訪問
		26	卓話			プロバス 13日	
米 山 記 念 奨 学 月 間 職 業 奉 仕 月 間	10	3	観月会		夜間		観月会
		10	職場訪問		100万 ドル	学習会 1日	
		17	ガバナー公式訪問(西、南、西南合同)			(職業奉仕)	
		24	クラブ協議会(地区大会準備)	○	米山	RAC例会 4日、18日	市内分区 会長・幹事会 10/12
		31	クラブ協議会(地区大会準備)			プロバス 11日	
ロ ー タ ー リ ー 財 団 月 間	11	7	クラブ協議会(地区大会準備)	○	100万 ドル		地区大会 11/9～11
		9-11	地区大会(9-11)			学習会 5日	
		14	休会(法定休日外)			(R財団)	
		21	卓話		米山	RAC例会 1日、15日	
		28	クラブフォーラム(財団)			プロバス 8日	
家 族 月 間	12	5	卓話		100万 ドル	学習会 3日	RA年次大会 12/1
		12	年次総会	○	米山	(出席・親睦)	職業選択フォーラム
		19	クリスマス家族会		夜間	RAC例会 6日、20日	市内分区 会長・幹事会 12/14
		26	休会(法定休日外)			プロバス 13日	クリスマス家族会

○西RAC例会 20:00～21:30 カフェハウスOZ

○西プロバス例会 12:30～14:00 ワシントンホテル ガスライト

鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(下期)2013年1月～2013年6月

特別月間	月	日	例 会 (地区大会・50周年)	理 事 会	特 別 ラ ン チ	学 習 会 ・ R A C プ ロ バ ス 例 会	そ の 他
ロータリー理解推進月間	1	2	休会(法定休日)				
		9	新春合同例会(鹿児島市内分区)			学習会 7日 (広報・IT)	新春合同例会
		16	クラブ協議会(上期・下期報告)	○	100万 ドル	RAC例会 3日、17日	
		23	クラブフォーラム(広報IT)			プロバス 10日	
		30	卓話		米山		
2	6	クラブフォーラム(国際奉仕)			学習会 4日 (国際奉仕)	市内分区 会長・幹事会 2/8 ロータリー創立記念日 (2/23) IM	
2	13	卓話	○	100万 ドル	RAC例会 7日、21日		
	20	卓話			プロバス 14日		
	27	クラブ協議会(50周年準備)		米山			
世界職字率向上月間 ロータリーアクト週間	3	6	クラブフォーラム(社会奉仕)			学習会 4日 (社会奉仕)	PETS
		13	クラブ協議会(50周年準備)	○	100万 ドル	RAC例会 7日、17日	西クラブ創立記念日 (3/23)
		20	休会(法定休日)			プロバス 14日	ロータリー賞贈呈
		23	創立50周年記念式典				
		27	卓話		米山		
ロータリー雑誌月間	4	3	3クラブ合同例会		夜間	学習会 1日 (会報雑誌)	市内分区 会長・幹事会 4/12 ゆうかり学園訪問 賀寿の宴
		10	クラブフォーラム(会報/雑誌)	○	100万 ドル	RAC例会 4日、18日	
		17	賀寿の宴		夜間	プロバス 11日	
		24	卓話		米山		
	5	1	休会(法定休日)			学習会 13日 (次年度課題)	地区協議会
		8	クラブフォーラム(クラブ奉仕/出席)	○			
		15	卓話		100万 ドル		
		22	クラブ協議会(地区協議会報告)			RAC例会 2日、16日	
		29	卓話		米山	プロバス 9日	
ロータリー親睦活動月間	6	5	クラブフォーラム(次年度会長)			学習会 3日 (会長・幹事)	RI年次大会
		12	卓話	○	100万 ドル	RAC例会 6日、20日	市内分区 会長・幹事会 6/14
		19	クラブ協議会(各委員会活動報告)			プロバス 13日	
		26	クラブ協議会(各委員会活動報告)		米山		

クラブ概況報告

(平成24年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年(S38年)3月23日
2. 承認年月日 1963年(S38年)6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年(S38年)11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッチシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー 進藤誠一(第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名
8. アディショナルクラブ名と創立年月日
 1. 加治木RC 1967年(S42年)6月24日
 2. 加世田HRC 1972年(S47年)10月18日
 3. 枕崎RC 1972年(S47年)12月14日
 4. 鹿児島城西RC 1986年(S61年)9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
=1965年(S40年)5月9日締結
会員相互親善訪問、週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC
=1989年(平成元年)4月28日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年(S39年)10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年(S46年)6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ 名称:鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年(S51年)6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ 名称:鹿児島西プロバスクラブ
1998年(H10年)1月23日発会
13. 区 域 鹿児島市, 垂水市とする。

14. 事 務 所	鹿兒島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)
15. 例 会 日	毎週水曜日12時30分～13時30分
16. 例 会 場	山形屋1号館7階社交室
17. 歴 代 ガ バ ナ ー	23ページ 25ページ
18. 歴 代 分 区 代 理	櫻美 四郎 (1967) 鮫島志芽太 (1970) 塘 一郎 (1972) 岡元健一郎 (1978) 川上鐵太郎 (1983) 福田 敏之 (1986) (ガバナール補佐) 海江田 卓 (2000) 山下 皓三 (2010)
19. 歴 代 会 長	23ページ 25ページ
20. 歴 代 幹 事	24ページ 26ページ
21. 名 誉 会 員	72ページ
22. 現 在 会 員	正会員81名
23. 平 均 年 齢	64.2才 最高 89才 最低 33才 80代 7名 70代 21名 60代 24名 50代 23名 40代 4名 30代 1名
24. 出 席 率	本年度目標94%
25. 入 会 金	35,000円
26. 年 会 費	190,000円
27. ビ ジ タ ー 会 費	1,900円
28. 会 報	毎週週報を発行
29. ロ ー タ リ ア ン 誌	「ロータリーの友」全員購読
30. ク ラ ブ 協 議 会	11回
31. ク ラ ブ フ ォ ー ラ ム	9回
32. 理 事 会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時
33. 会 長 幹 事 会	市内…6回

○チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	櫻美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	

計24名

○マルチプル・ボール・ハリス・フェロー

故(柴山 一雄) (1回)	池口 惠観 (3回)	玉川 哲生 (1回)
故(小園 正人) (1回)	故(坂元 明雄) (1回)	故(高井 敏治) (1回)
山下 健 (1回)	高山 義則 (1回)	故(片平 可也) (1回)
故(菅 富男) (3回)	山元 正明 (2回)	久保 眞介 (1回)
長柄 英男 (5回)	古木 圭介 (1回)	竹下 洋 (1回)
岩元 基 (1回)	水流 洋 (1回)	鯨島 信一 (1回)
濱崎 一郎 (1回)		

以上 19名

○ベネファクター

故(中村 一雄)	古木 圭介	故(坂元 明雄)	須田 正己
故(永松 實夫)	故(菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋
山田 晴彬	海江田 卓	水流 洋	岩切 豊
長柄 英男	徳留 忠敬	山下 皓三	川畑 宏二

以上 16名

○メモリアル・コントリビューター

故(菅 富男)	川平 建次郎	坂元 美津子(坂元明雄夫人)
小園 照子(小園正人夫人)	高井 清子(高井敏治夫人)	

以上 5名

○ボール・ハリス・フェロー

故(塘 一郎)	柿市 高重	故(藤安 辰造)	故(牧田 健二)
故(河井 時義)	故(川村 洋)	故(土橋 滋)	故(川上鐵太郎)
故(川田 惠一)	故(徳澤 紀生)	故(海老原利則)	有馬 志享
林 其為	故(外西 寿彦)	故(安田 正治)	池田 廣
故(福田 敏之)	故(岩元 紀彦)	村田 和雄	木治屋克己
故(上原 満)	岩男 秀彦	故(中村 一雄)	故(三角桂次郎)
田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
故(永松 実夫)	森永 茂樹	前田樹一郎	岩田 泰一
銚之原大助	竹下 威	福田 一郎	故(松田 忠臣)
故(田崎 一郎)	中川 宏	若松喜八郎	玉利 賢介
山下 和磨	江口 清隆	山田 晴彬	故(板木 泰文)
樋渡 良一	佐伯 壽郎	本田 亨	海江田 卓
三反田藤男	山下 皓三	須田 正己	江夏 洋
故(柴山 一清)	野添 良隆	有馬 戦男	故(中嶋 健)
東郷 三郎	加藤 一徳	藤川 毅	故(和田 武弘)
大浦 教一	田畑 勇	正 建二郎	故(原田 隼男)
天本 美信	坂木 貞剛	藤安 秀一	岩切 豊
有村 仁志	徳留 忠敬	日高 好久	藤 裕己
福元 紳一	中園 雅治	川畑 宏二	南 徹

池田勝一郎	深尾 兼好	小田代憲一	秋月 宗近
庵木 英雄	故 (池田 千明)	桐明桂一郎	橋元 忠也
福島 徹郎	松田 健一	中村 英幸	西川 明寛
小山 幸義	川平建次郎	櫻美 義明	原 正親
濱田 悦郎	諏訪園 隆	小林 勉	床次 恵
山之氏秀行	鮫島 雄司	内村 二郎	笠原 弘之
脇田 稔	小正 芳史	町田 猛	七枝 敏洋
末吉 政宏	前田 義博		

以上 106 名

○ボール・ハリス準フェロー

故 (櫻美 四郎)	故 (岩元 健吉)	故 (岩元 正二)	故 (岡山 栄)
池田 穰	故 (永井 利承)	故 (浜田 馨)	中村 善治
光吉 正昭	久野 洋一	故 (崎元 行範)	故 (内山 光男)

以上 12 名

○米山功労クラブ

(第 1 回表彰) 1996. 12. 26	(第 5 回表彰) 2002. 11.
(第 2 回表彰) 1998. 6.	(第 6 回表彰) 2006. 6.
(第 3 回表彰) 2000. 11. 26	(第 7 回表彰) 2009. 10.
(第 4 回表彰) 2001. 6.	(第 8 回表彰) 2010. 3.

○米山功労者

玉川 哲生 (第 3 回)	高山 義則 (第 3 回)	故 (片平 可也) (第 3 回)
村田 和雄 (第 3 回)	故 (菅 富男) (第 3 回)	故 (小園 正人) (第 3 回)
山元 正明 (第 3 回)	染川 周郎 (第 3 回)	岩田 泰一 (第 3 回)
宇治野純章	岩男 秀彦	故 (永松 實夫)
竹下 威	岩切 豊	故 (坂元 明雄) (第 1 回)
徳留 忠敬 (第 3 回)	長柄 英男 (第 2 回)	山下 皓三
濱崎 一郎	原 正親 (第 5 回)	天本 美信
玉利 賢介	川平建次郎	有馬 戦男
庵木 英雄	川畑 宏二	南 徹

以上 27 名

○米山功労法人

(名)明石菓子店 (岩田 泰一)	育英社(株) (前田樹一郎)
竹下清蔵商店 (竹下 洋)	

○準米山功労者

故 (岩元 紀彦)	須田 正己	海江田 卓	故 (池田 千明)
山田 晴彬	若松喜八郎	水流 洋	銚之原大助
日高 好久	佐伯 壽郎	七枝 敏洋	古木 圭介
有馬 戦男	濱崎 一郎		

以上 14 名

西ロータリー・クラブの推移

年 号	西 暦	ガ バ ナ ー	会	長
S38～S39	1963～64	嘉村平八	初代	櫻美四郎
S39～S40	1964～65	町田秀実	2代	土橋英夫
S40～S41	1965～66	島津久厚	3代	塘 一 郎
S41～S42	1966～67	吉村常助	4代	米倉秀夫
S42～S43	1967～68	向笠広次	5代	島津忠丸
S43～S44	1968～69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
S44～S45	1969～70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
S45～S46	1970～71	八田 秋	8代	久保田彦穂
S46～S47	1971～72	小田一昭	9代	岩元正二
S47～S48	1972～73	東 博仁	10代	牧田健二
S48～S49	1973～74	杉原頼三	11代	川村 洋
S49～S50	1974～75	竹野 融	12代	新福栄熊
S50～S51	1975～76	後藤基彰	13代	福田敏之
S51～S52	1976～77	塘 一 郎	14代	岡元健一郎
S52～S53	1977～78	西田武雄	15代	河井時義
S53～S54	1978～79	吉村武文	16代	藤安辰造
S54～S55	1979～80	井上和 人	17代	川上鐵太郎
S55～S56	1980～81	福島親比古	18代	浜田 馨
S56～S57	1981～82	大久保圭一郎	19代	中村俊雄
S57～S58	1982～83	杉村 進	20代	久保政次
S58～S59	1983～84	丸田美德	21代	高井敏治
S59～S60	1984～85	田中千尋	22代	池田 廣
S60～S61	1985～86	外山三郎	23代	福田正臣
S61～S62	1986～87	岩澤光男	24代	中村善治
S62～S63	1987～88	池田卓郎	25代	小園正人
S63～S64	1988～89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H 1～H 2	1989～90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H 2～H 3	1990～91	今林重夫	28代	川田恵一
H 3～H 4	1991～92	井上日出男	29代	木治屋克巳
H 4～H 5	1992～93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H 5～H 6	1993～94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H 6～H 7	1994～95	佐々木典綱	32代	吉留 益
H 7～H 8	1995～96	竹内三郎	33代	岩元 基
H 8～H 9	1996～97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H 9～H10	1997～98	囃師鎮雄	35代	高山義則

(歴代会長並びに幹事)

幹事	会 員 数	平均年 齢	平均出席率
初代 川村 洋	35名	50.0才	99.18%
2代 高德 三蔵	44	49.0	99.11
3代 河井 時義	48	51.40	99.09
4代 藤安 辰造	46	52.70	98.81
5代 安楽 慶一郎	55	53.30	99.79
6代 柴山 一雄	58	53.00	99.92
7代 高井 敏治	61	52.80	99.92
8代 久保 政次	65	52.60	98.83
9代 田平 禮章	73	53.19	99.01
10代 浜田 馨	79	52.09	98.14
11代 外西 寿彦	75	54.30	98.73
12代 小山 幸義	79	53.80	97.91
13代 池田 廣	85	54.60	97.63
14代 中村 善治	86	55.70	95.49
15代 小園 正人	90	57.10	96.52
16代 三角 桂次郎	87	56.45	96.59
17代 川田 恵一	88	57.25	96.92
18代 光吉 正昭	87	57.47	97.07
19代 徳澤 紀生	86	57.58	96.22
20代 水瀨 清治	89	57.02	93.96
21代 木治屋 克己	85	57.18	93.75
22代 柿市 高重	81	58.27	92.05
23代 山下 皓三	86	58.23	93.31
24代 中尾 洋	85	57.63	95.36
25代 櫻美 義明	89	58.10	94.74
26代 岩元 基	91	58.05	94.06
27代 古木 圭介	90	57.97	93.21
28代 内山 光男	94	57.72	91.68
29代 上原 満	96	57.49	90.33
30代 玉川 哲生	99	57.91	91.94
31代 佐伯 壽郎	95	58.37	88.13
32代 江夏 洋	87	57.29	88.94
33代 中川 宏	87	57.86	90.62
34代 森永 茂樹	91	57.29	91.12
35代 榎田 浩典	92	57.37	92.65

西ロータリー・クラブの推移

年 号	西 暦	ガ バ ナ ー	会 長	
H10～H11	1998～99	鮫 島 哲 也	36代	海江田 卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上 繁	37代	太 原 春 雄
H12～H13	2000～2001	安 満 良 明	38代	山 元 正 明
H13～H14	2001～2002	大 淵 達 郎	39代	竹 下 威
H14～H15	2002～2003	海江田 卓	40代	水 流 洋
H15～H16	2003～2004	吉 松 成 人	41代	片 平 可 也
H16～H17	2004～2005	三 木 靖	42代	岩 田 泰 一
H17～H18	2005～2006	菊 地 平	43代	山 下 皓 三
H18～H19	2006～2007	冨 永 国 俊	44代	徳 留 忠 敬
H19～H20	2007～2008	田 村 智 英	45代	古 木 圭 介
H20～H21	2008～2009	安 満 良 明	46代	川 平 建次郎
H21～H22	2009～2010	秦 喜 八 郎	47代	野 添 良 隆
H22～H23	2010～2011	伊 藤 学 而	48代	南 徹
H23～H24	2011～2012	長 峯 基	49代	玉 利 賢 介
H24～H25	2012～2013	山 下 皓 三	50代	染 川 周 郎

(歴代会長並びに幹事)

幹	事	会 員 数	平均年齢	平均出席率
36代	岩 田 泰 一	96名	57.85才	91.91%
37代	村 田 和 雄	97	57.53	91.54
38代	川 平 建次郎	95	59.02	93.92
39代	須 田 正 己	91	60.02	91.03
40代	岩 切 豊	89	60.40	88.00
41代	染 川 周 郎	88	61.50	89.74
42代	江 口 清 隆	80	62.00	85.56
43代	深 尾 兼 好	81	62.40	84.54
44代	長 柄 英 男	91	62.30	79.44
45代	玉 利 賢 介	88	62.90	80.16
46代	天 本 美 信	89	63.40	79.99
47代	原 正 親	83	63.70	77.80
48代	大 山 康 成	81	64.40	81.08
49代	藤 安 秀 一	76	64.30	
50代	川 畑 宏 二	80	64.20	

『学習会』 日程表 (2012. 7～2013. 6)

会場：ホテル・レクストン鹿児島 (電話:099-222-0505)

開始時間：午後6時30分

回	予定日	テ ー マ	リ ー ダ ー	ロータリー特別月間
第404回	7/ 2(月)	RIテーマ	会長 幹事	
第405回	8/ 6(月)	会員増強・拡大	会員増強 会員選考・職業分類	会員増強および 拡大月間
第406回	9/ 3(月)	新世代	新世代 ローターアクト インターアクト	新世代のための 月間
第407回	10/ 1(月)	職業奉仕	職業奉仕	職業奉仕 米山月間
第408回	11/ 5(月)	ロータリー財団 米山	ロータリー財団 米山	ロータリー財団 月間
第409回	12/ 3(月)	出席 親睦 ロータリー家族	SAA・プログラム 出席・親睦 ロータリー家族	家族月間
第410回	1/ 7(月)	ロータリー 理解推進	広報・IT	ロータリー理解推進 月間
第411回	2/ 4(月)	世界理解	国際奉仕	世界理解月間
第412回	3/ 4(月)	社会奉仕	社会奉仕	識字率向上月間
第413回	4/ 1(月)	ロータリー雑誌	会報・雑誌	ロータリー雑誌月間
第414回	5/13(月)	次年度への課題	副会長 副幹事	
第415回	6/ 3(月)	一年を振り返って	会長 幹事	ロータリー親睦活動

※入会3年未満の方は、ぜひご出席ください。

クラブ表彰

2010～2011年度

- 会長賞 ○特別会長賞
- ロータリーの2億ドルのチャレンジ感謝状
- 米山功労クラブ ○米山記念奨学会寄付優秀クラブ（2位 23,265円）

2008～2009年度

- 会長賞

2006～2007年度

- 会長賞 ○広報賞 ○会員増強優秀クラブ（2位10名）

2005～2006年度

- 会長賞 ○R財団優秀クラブ（3位）

2003～2004年度

- 米山功労クラブ

2001～2002年度

- ロータリー財団優秀クラブ（2位）
- 米山功労クラブ

2000～2001年度

- ロータリー財団優秀クラブ（2位）
- 米山功労クラブ

1998～1999年度

- 米山功労クラブ

1997～1998年度

- ロータリー財団優秀クラブ
- 米山功労クラブ

委員会方針・計画

S・A・A

SAA : 天本 美信 副SAA : 竹下 威

基本方針

西ロータリー・クラブが創設以来、積上げ培ってきた秩序と伝統を重んじ、かつ、友愛あふれる例会の時間となるよう努める。

本年度の計画

1. 打ち合わせ並びに進行時間の配分に気をつけ、定刻開始、定刻終了となるよう努める。
2. 親睦委員と協力し、新入会員・ビジター等への友愛の心配りを忘れず、親しみのもてる例会となるよう努める。

クラブ奉仕委員会

委員長：長柄 英男

委員：山之氏 秀行，森 俊英，高山 義則，内村 二郎
岩切 豊，上村 國博，上之園 正幸，有馬 戦男

基本方針

今年度からクラブ細則の改正が行われ、9条、第1節、3項に「会長は、会員のロータリー理解推進のため、研修リーダーを選任する。クラブに設置するあらゆる委員会の委員長を部門別研修リーダーとして選任し、クラブ奉仕委員長は、その全体を指揮し統括する統括研修リーダーとして任務を遂行するものとする。」と述べられている。

今回の改訂では、各委員会の力を借りて会員の皆さんがロータリーについて理解が深まる様にお手伝いすることがクラブ奉仕委員会の使命であることが明らかにされました。

本年度の計画

1. 情報委員会を中心として情報の提供、啓発を推進する。特に本クラブの

伝統となっている学習会を中心として学び、奉仕するクラブとしての啓発を行う。

2. 学習、啓発活動においては、ベテラン会委員の指導により入会后間もない会員を重点対象とする。

会員増強委員会

委員長：山之氏 秀行 副委員長：中園 雅治
委員：岩元 基, 櫻美 義明

基本方針

会員選考・職業分類委員会との連携を密にし、情報を引き出し、会員一人ひとりの増強意識を高めることに努めます。

本年度の計画

1. 会員維持活動を最優先に退会防止に努める。
2. 未充填職業への会員増強に努める。

会員選考・職業分類委員会

委員長：森 俊英 副委員長：久保 真介
委員：村田 和雄, 江夏 洋, 山元 正明

基本方針

社会の進歩に伴う職業の多様化を考慮し、職業分類上未充填職業を検討し会員の協力を得て会員構成の充実に努める。

会員により推薦された人を推薦者の意見を基に検討し、適格性を調査の上、結果を速やかに理事会に報告する。

本年度の計画

1. 会員皆様の協力により未充填職業の減少に努める。
2. 会員増強委員会と連絡を密にして、会員構成の充実に努める。

出席委員会

委員長：高山 義則 副委員長：坂元 利郎
委員：水渕 清治，諏訪園 隆，伊東 安男

基本方針

ロータリアンの出席義務を基に、すべてのクラブ会員のあらゆるロータリーの会合（例会は勿論、地区大会・都市連合会・地域大会・国際大会への出席を含む）への出席を奨励し、特に、本クラブの例会への出席と出席出来ない場合の他クラブ例会への出席（メイクアップ）を奨励し、各会員が出席義務を果たされるよう努力する。

本年度の計画

1. 会員の出席義務の認識に努める。
2. メイクアップに各自努力するよう奨励する。
3. 会員各自の出席率の向上に努める。
4. 創立50周年の日の出席率100%を実現したい。
5. 欠席者対策。

親睦・ロータリー家族委員会

委員長：内村 二郎 副委員長：森山 輝也
委員：佐伯 壽郎，藤安 秀一，原 正親，迫田 英介
 養田 満康，田中 藤雄，新福 大一郎，居迫 大作
 菊永 昭二郎，萩原 徹，間崎 徹也，久保 富弘

基本方針

50周年を迎えるこの年度に、会員の相互理解や友情が更に深まるよう、親睦行事等の計画や実施を委員会メンバー全員で協力しながら行い、明るく楽しいクラブづくりに努める。

本年度の計画

1. SAAと連携をとりながら、有意義で楽しい例会が開催されるよう努め、ニコニコBOXへの協力も呼びかける。
2. 夜の例会及び交流会を計画し実行する。
3. ゴルフコンペを企画し、実施する。

4. 「渚の語らい」への参加を会員及び家族へ呼びかける。

ロータリー情報委員会

委員長：岩切 豊 副委員長：有村 仁志
委員：海江田 卓, 川平 建次郎

基本方針

会長、幹事のクラブ運営方針を体し、必要な情報を提供する。

本年度の計画

- 1) 入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。
- 2) 「月例学習会」を毎月第1月曜日に開催する。
会場：ホテル・レクストン鹿児島（電話：099-222-0505）
時間：午後6時30分～8時30分
 1. 学習会への参加協力を会員に願い、内容の更なる拡充を図る。
 2. 入会3年未満の会員は、義務として参加されるよう要請されている。

会報・雑誌委員会

委員長：上村 國博 副委員長：坂木 貞剛
委員：岩田 泰一, 福元 紳一

基本方針

1. クラブ週報の発行
2. 「ロータリーの友」の購読奨励
3. 「ロータリーの友」の会員以外の購読推進

本年度の計画

1. クラブ週報を改善工夫する。
2. 努めて「ロータリーの友」の内容を紹介し、会員に購読の奨励を行う。
3. 公共の場に「ロータリーの友」を置き、会員以外の購読をすすめる。

広報・IT委員会

委員長：上之園 正幸 副委員長：三木 武幸
委員：鮫島 信一，松下 賢司

基本方針

西クラブの方針や活動を会員相互で共有し、ロータリークラブの理念や活動が広く地域に伝えられるような情報発信に努める。

本年度の計画

1. 地区大会、50周年記念事業を成功させるために、活動計画や事業報告など、会員への周知をはかる。
2. ホームページの活用で、会員相互の情報共有を推進する。
3. 活動の認知度向上のために、各マスコミ等との連携を図り、地域へ情報発信をする。

プログラム委員会

委員長：有馬 戦男 副委員長：濱田 悦郎
委員：古木 圭介，前田 義博

基本方針

1. 会員相互の理解と親睦を図り、かつ聞いて感動し、ためになるような時期に即応した楽しい話題を提供することを基本に、まず新会員の卓話を中心として、例会の充実と共に新旧会員相互のコミュニケーションを計る。
2. 会員の職業に関する卓話を主題とする。

本年度の計画

1. 会員卓話を中心に、先輩会員と新入会員のバランスを考慮しつつ、なるべく多くの会員に卓話をしてもらう。
2. 新入会員による卓話の中で、特技や仕事内容等の披露を含め、会員相互を知る機会を設ける。
3. 例会出席率の向上に寄与できる魅力あるプログラムを編成、実行する。

職業奉仕委員会

委員長：中村 英幸 副委員長：日高 好久
委員：山下 皓三，徳留 忠敬

基本方針

会員それぞれの職業に誇りと自覚を持ち、職業奉仕を自然体で行えるように努める。

本年度の計画

1. 基本中の基本であります、四つのテストの唱和の実施。
2. 職場訪問として会員の職場を訪問計画。
3. プログラム委員会、会報・雑誌委員会との協力で会員の職業紹介等の簡単な冊子などの作成計画を計りたい。
4. 職業奉仕をメインテーマとする本年度の地区大会への参加を推奨してまいりたい。

社会奉仕委員会

委員長：水流 洋 副委員長：平野 次秋
委員：池口 恵観，岩男 秀彦，太原 春雄，深尾 兼好

基本方針

新世代、ローターアクト、インターアクトの各委員会活動への協力とプロバスクラブの活動を通して、地域社会への奉仕活動の支援を行い、世代を超えて地域社会とのコミュニケーションを図り、会員の総力を結集した社会奉仕活動の実現を目指す。

本年度の計画

1. 新世代、ローターアクト、インターアクトの各委員会とプロバスクラブの活動を把握・調整し協力できることを提案していく。
2. 知的障害者施設「ゆうかり学園」を訪問し、運動会など参加協力する。
3. 不登校や社会的ひきこもりへの支援や子育て支援を行っているNPO法人の活動に協力、支援していく。
4. ロータリー賞の推薦

新 世 代 奉 仕 委 員 会

委員長：七枝 敏洋 副委員長：大山 康成
委 員：田畑 勇

基 本 方 針

2010年、「新世代奉仕」はロータリーの第五の奉仕部門となった。標準ロータリー・クラブ定款第5条に、以下のように定義されている。

「奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。」

インターアクト、ローターアクト、青少年指導者養成プログラム [RYLA]、青少年交換の参加者たち、さらに、ロータリー・クラブや地区の活動に参加している奉仕志向の若者たちを支援する。

本年度の計画

1. インターアクト委員会、ローターアクト委員会との連携を密にし、インターアクト、ローターアクト活動を支援する。
2. インターアクト、ローターアクトに積極的に参加し、青少年との交流に努める。
3. 2012-13第2730地区ローターアクト地区代表（福永千裕代表）を輩出する鹿児島西ローターアクトを支援する。
4. 鹿児島高校、鶴丸高校からのサンタローザ学生交換プログラムの参加者と、インターアクト会員との連携を深める。

ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長：小山 光義 副委員長：鮎川 吉弘
委 員：大福 厚範、赤塚 幸士郎

基 本 方 針

ローターアクト活動に参加し、会議・活動がより活性化するようローターアクト会員と研究し助言・支援する。また、会員増進に協力・支援する。

本年度は当ローターアクトクラブより地区代表を輩出するため、活動しや

すいよう支援する。

本年度の計画

1. ローターアクト例会への参加（月2回）
2. ボランティア奉仕活動への参加（月1回）
3. ローターアクト会員とロータリー・クラブ会員との親睦会を開催する。
4. 会員増強への協力と支援を行う。
5. バザーへの参加・協力
6. ローターアクト地区連絡協議会、年次大会への参加

インターアクト委員会

委員長：海江田 嗣人 副委員長：山元 将孝
委 員：鉾之原 大助，小正 芳史

基本方針

鶴丸高校、鹿児島高校の顧問教師との交流に努め、また地区委員会との連携を図り、現状把握をしっかりと行う。そのうえで、次世代を担うインターアクト生が、地域社会への奉仕、国際理解と親睦の輪が広げられるように、及び、日本人としての誇りと文化を発信する体制をとっていきたい。

本年度の計画

1. 職業選択フォーラムの開催
2. 委員会活動の活性化を図る
3. インターアクト提唱高校の学校長・顧問教師とインターアクト委員との交流会の開催

国際奉仕委員会

委員長：南 徹 副委員長：庵木 英雄
委員：玉川 哲生，玉利 賢介，小田代 憲一

基本方針

クラブ創立50周年の歴史の中で、本クラブの国際奉仕が育んできた歴史を俯瞰し、国際奉仕の意義を再認識しつつ、諸外国の同胞との友好の絆を絶つことなく、さらなる国際貢献のネットワークに努める。

本年度の計画

1. 米国はサンライズ・ロータリー・クラブとの友好姉妹クラブ・青少年交換プログラムを継承していく。
2. 地区大会及び本クラブ創立50周年記念式典における国際交流関係参加者の招聘及びサポートを支援する。
3. 台湾は宜蘭ロータリー・クラブとの姉妹クラブ盟約のための計画案を支援する。
4. 本クラブ創立来のGSE、米山奨学生、地区青少年国際交流事業等の国際奉仕委員会関連記録のアーカイブ的整理や今後の友好姉妹国際交流等の可能性及び会員の国際奉仕の重要性の是非の理解を深める。

ロータリー財団委員会

委員長：山田 晴彬 副委員長：坂之上 忍
委員：江口 清隆，濱崎 一郎

基本方針

ロータリー財団の事業、及び活動や寄付状況を全員に理解していただき、財団への認識を深めて御協力をいただくよう努力する。

寄付金ばかりでなく、新しい補助金構成を理解するよう努める。

本年度の計画

1. ボール・ハリス・フェローやベネファクター等（年次寄付や恒久基金等）増加に向けて努力する。

2. 新しい補助金の理解やポリオプラスの撲滅運動の継続（根絶されるまで）。
3. G S Eの変更でV T Tへ（職業チームの研修や指導の派遣）の理解と協力をする。
4. 学友奨学金、世界平和、フェロシップ（奨学生あるいは奨学金のこと）。D. D. F（平和や紛争解決という理念に献身する個人を特定の大学で学術・研究等に従事させる人を奨学生として送り出す努力をする）。
5. その他、「未来の夢計画」に伴う新たな活動を模索する。

米山記念奨学委員会

委員長：町田 猛

基本方針

この事業の目的や現況について情報を提供し、会員の理解を深めることにより、事業への物心両面の協力が得られるようにする。

本年度の計画

1. この事業の情報を例会や学習会などで説明し、理解と協力を得るように努める。
2. 奨学生や学友による卓話を企画する。
3. 米山ランチによる普通寄付ならびに特別寄付増進を計る。

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、鹿児島市および垂水市とする。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深めあらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会合

第1節 例会。

(a) 日および時間。

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更。

正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消。

例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節・年次総会。

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節・全般的資格条件。

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節・種類。

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節・正会員。

R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節・移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

(a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

(b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節・二重会員。

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員

になることはできない。

第6節・名誉会員。

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節・公職に就いている人。

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節・RIの職員。

本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節・一般規定。

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節・制限。

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。た

だし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 一般規定。

各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメーカーアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
 - (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I国際大会、規定審議会、国際協議会、R I元ならびに現役員のためのロータリー研究会、R I元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、R I理事会またはR I理事会を代行するR I会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R Iの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、R I理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または

(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、

(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、

(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、

(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節・転勤による長期の欠席。

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節・出席規定の免除。

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。

(b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節・RI役員欠席。

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節・出席の記録。

本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節・管理主体。

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節・権限。

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節・理事会による最終決定。

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によるのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節・役員。

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。

第5節・役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければな

らない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節・期間。

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節・自動的終結。

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分

類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節・終結・会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節・終結・欠席。

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。
- 会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節・他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節・会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節・理事会による最終決定。

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節・退会。

いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節・資産関与権の喪失。

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節・一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節・適切な主題。

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節・支持の禁止。

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節・政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節・ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節・購読義務。

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節・購読料。

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節・意見の相反。

理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、また

は理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節・調停または仲裁の期限。

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節・調停。

このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勤められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節・仲裁。

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。

第5節・仲裁人または裁定人の決定。

もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、R Iの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定

められているところに従って時々改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節・改正の方法。

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節・第2条と第3条の改正。

定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

(付則) 1. この定款は、2012年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2012年05月30日、本クラブ例会で、修正案が承認された。

(付則) 1. この定款は、2012年04月11日、本クラブ理事会で、修正案が承認された。

(付則) 1. この定款は、2012年04月11日、本クラブ理事会で、修正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2010年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2010年06月09日、本クラブ理事会で、修正案が承認された。

(付則) 1. この定款は、2010年05月26日、「2010年規定審議会」に基づき、定款を改定した。

(付則) 1. この定款は、2010年04月14日、本クラブ例会で、修正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この定款は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、修正案が承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年03月12日、RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、修正する旨、承認された。

(付則) 1. この定款は、2008年01月16日、本クラブ例会で、修正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち、理事会の裁量により、《本細則 第3条 第2節 に規定された通り》役員6名〔会長、直前会長、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)、幹事、会計、会場監督〕および理事5名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代奉仕委員長および副幹事)の11名からなる理事会メンバー(理事)で、理事会を構成する。

第3条 理事および役員選挙

第1節 役員および理事の選出

- (1) 役員を選出すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員(会長)は会員に対して、2名の役員ノミニー即ち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次の年度がスタートすると会長エレクト・副会長・クラブ奉仕委員長)および次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)、2名の役員エレクト(次年度会計および次年度会場監督)、および4名の理事エレクト(即ち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代奉仕委員長)を指名することを求めなければならない。
- (2) 適法に指名された候補者は、年次総会において審査される。
- (3) 年次総会において出席者の過半数をもって承認された候補者が、それぞれ該当する役職(役員および理事)に当選したものと宣言される。
- (4) 前記の方法で選出された次々年度会長候補者は、会長ノミニー(副会長エレクト・次年度クラブ奉仕副委員長)となる。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)の役職名が与えられる。即ち、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)として理事会のメンバーを務め、会長エレクト(副会長。クラブ奉仕委員長)として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。
- (5) その指名は、クラブの決定するところに従って立候補あるいは会員間の推薦または

理事会の推薦によるものとする。

- (6) なお、新年度になると、既に選出されている会長エレクトは次年度会長に、幹事エレクトは次年度幹事に、会長ノミニーは会長エレクトに、また任期を終える現会長は直前会長として次年度役員に就任し、幹事ノミニーは次年度幹事エレクトとして次年度理事に就任するものである。

第2節 理事会の構成

理事会は、役員6名〔会長、直前会長、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)、幹事、会計、会場監督]および理事5名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代奉仕委員長および副幹事)の11名からなる理事会メンバー(理事)で構成する。

第3節 役員および理事の欠員補填

理事会(11名の理事会メンバー)またはその他の役職(委員会委員長等)に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトおよび理事エレクトの欠員補填

役員エレクト(6名)または理事エレクト(5名)の地位に生じた欠員は、残りの役員エレクトおよび理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

- (1) 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、会長から委託された会長経験者が、本クラブの会合(例会等)において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第2節 直前会長

- (1) 理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって直前会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、例会等の会合において会長代理を務め、あるいは他の会長代理(会長経験者)を補佐する。
- (3) 会長不在の場合は、本クラブの理事会において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

第3節 会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)

理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第4節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつかってこれを保管し、全会員の人頭分担金お

よび半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第5節 会計

- (1) すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。
- (2) その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

通常その職に付随する任務、およびその他、会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。
- (2) この年次総会において、2名の役員ノミニー[即ち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次の年度がスタートすると会長エレクト・副会長・クラブ奉仕委員長)および次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次の年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)]、2名の役員エレクト[即ち、次年度会計および次年度会場監督]、および4名の理事エレクト[即ち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代奉仕委員長]の選出を行わなければならない。

(注：本クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

第2節 例会

- (1) 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。(定例会)
- (2) 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。
- (3) 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または本クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは本クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。(出席またはメイクアップの義務)

(※注：口頭による採決とはクラブの表決が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 総説

- (1) 本クラブの各委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力することが推奨される。
- (2) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。
 - ・クラブ奉仕委員会
 - ・職業奉仕委員会
 - ・社会奉仕委員会
 - ・国際奉仕委員会
 - ・新世代奉仕委員会
 - ・ロータリー財団委員会
- (3) 会長は、会員のロータリー理解推進のため、研修リーダーを選任する。クラブに設置するあらゆる委員会の委員長を部門別研修リーダーとして選任し、クラブ奉仕委員長は、その全体を指揮し統括する統括研修リーダーとして任務を遂行するものとする。

第2節 委員会の設置

- (1) 会長は、理事会の承認の下に常任委員会の任務の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。
- (2) 継続性を保持するため、可能であれば同じ委員会を数年間継続的に務めるよう、委員会委員を任命することが推奨される。
- (3) 会長エレクトおよび幹事エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。
 - クラブ奉仕委員会
 - (a) クラブ奉仕委員会は、副会長(会長エレクト)をクラブ奉仕委員長とし、委員にはクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長をもって構成される。

(b) クラブ奉仕委員長は、統括研修リーダーとして国際ロータリーの推奨する「研修リーダーシップ委員会」の任務を担当する。

(c) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

- ・会員増強・維持委員会
- ・会員選考・職業分類委員会
- ・出席委員会
- ・親睦・ロータリー家族委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・会報・雑誌委員会
- ・プログラム委員会
- ・広報・IT委員会

(d) 会長は、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)に命じ、会員増強・維持、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

(e) 会長は、クラブ奉仕委員会の特定分野を担当する各委員会の設置について、本クラブ細則第9条第1節の規定に基づき、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または、1名または数名の委員を2ヵ年または3ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせるものとする。

(f) 会員選考・職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、おのおの3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名以上は、職業分類関連委員会およびロータリー情報委員会に、通算3年以上所属する委員を擁するものとする。

(g) 会報・雑誌委員会は、クラブ週報の編集・刊行を行うこととし、可能である限り地元新聞または広告関係の会員を委員の中にも含めるものとする。

●職業奉仕委員会

本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する委員会として、本委員会を設置する。

●社会奉仕委員会

会長は、理事会の承認の下に社会奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

- ・ロータリー賞推薦委員会

(1)「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた表彰制度である。鹿児島西ロータリー・クラブは、昭和40年3月を第1回として、

「社会の目立たないところで、誠実にまた継続的に、意義のある社会奉仕活動を続けている個人あるいは団体を顕彰する制度」である「ロータリー賞」を創設し、クラブ内の推薦委員会および理事会の選考を経て受賞者を決め、毎年クラブ創立記念日前後のクラブ例会で表彰式を行っている。

- (ii) ロータリー賞推薦委員会は、クラブ奉仕委員会委員長を委員長とし、社会奉仕委員会委員長を副委員長とする委員会で、職業奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長および新世代委員会委員長を委員として構成される。
- (iii) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けた後、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

●国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長は、国際奉仕委員会の委員として構成される。
- (b) 会長は、理事会の承認の下に国際奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

・米山記念奨学委員会

会長は理事会の承認を受け、「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」の維持発展のための特別委員会として、米山記念奨学委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」の活動は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。

●新世代奉仕委員会

- (a) 新世代奉仕委員会は、新世代奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 新世代奉仕委員会は、平和で健全な次世代社会の構築を託す年令30才までの若い人の、保護と育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (c) 会長は理事会の承認の下に新世代奉仕委員会の中の特定分野を担当する委員会として、18才未満を担当するインターアクト委員会と、18才から30才を担当するローターアクト委員会を設置し、新世代奉仕委員会に監督、調整させる。

・ローターアクト委員会

・インターアクト委員会

●ロータリー財団委員会

会長は、全ロータリアンにロータリー財団の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動への支援を目的として、この委員会を設置する。

第10条 委員会の任務

第1節 総説

- (1) 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なRI資料を参照するものとする。
- (2) 奉仕プロジェクト委員会(委員長会)は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕の部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。
- (3) 会長エレクト(クラブ奉仕委員会委員長・副会長)は、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第2節 各委員会の任務

●クラブ奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施することを任務とする。
- (2) この委員会は同時に、クラブ奉仕委員長が統括研修リーダーとなって、国際ロータリーの推奨する研修リーダーシップ委員会の任務を担当する。すなわち、「新会員も古くからの会員も含めクラブ会員が、国際ロータリーならびにロータリー財団の目標、規則およびリソースに関する知識が欠如していると指摘されずに済むように、会員に対して定期的、継続的に情報提供と研修を実施する。」という任務である。
- (3) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。
- (4) 1965年、鹿児島西ロータリー・クラブ理事会は国際ロータリー第2800地区・日本・山形県鶴岡市所在の「鶴岡ロータリー・クラブ」兄弟クラブ盟約を締結した。この委員会は理事会とともにクラブ間の交流を任務とする。
- (5) 1989年、鹿児島西ロータリー・クラブ理事会は国際ロータリー第5130地区・米国・カリフォルニア州サンタローザ市所在の「サンタローザ・サンライズロータリー・クラブ」との友好盟約を締結した。この委員会は理事会とともにクラブ間の交流を任務とする。
- (6) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
 - (a) 会員増強・維持委員会
 - (i) この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、クラブがバランス良く構成されるために、適当な成人の入会を勧誘し、理事会に推薦する。

- (ii) 入会候補者の推薦に当たっては、国際ロータリー定款第5条(会員)を参照する。
 - (iii) この委員会は、現会員が会員を継続できるよう包括的な計画を立て、理事会の承認のもとに実施する。
- (b) 会員選考・職業分類委員会
- (i) この委員会は、会員に推薦されたすべての候補者を、個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位ならびに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。
 - (ii) すべての申し込みに対する委員会の決定は、理事会に報告しなければならない。
 - (iii) この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。
 - (iv) この委員会は、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。
 - (v) この委員会の課題となるあらゆる職業分類の問題については、理事会と協議しなければならない。
- (c) 出席委員会
- (i) この委員会は、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること(これには地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案するものである。
 - (ii) この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。
- (d) 親睦・ロータリー家族委員会
- (i) この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクレーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
 - (ii) この委員会は、ロータリー・クラブがすべての支援者(ロータリアンとその家族、退会者、物故者およびその配偶者その他)にも心を配るにあたって、その方策を考案し、実行するよう努めることを任務とする。
- (e) ロータリー情報委員会
- (i) この委員会は、研修リーダーと連携しながら会員および会員候補者に対し、ロータリーの理解推進に寄与するあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、

活動に関する情報を交換し合い、研修の場を企画、運営する。必要に応じて研修リーダーその他、有識者を会議に招聘することを任務とする。

(ii) 入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。

(iii) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブ学習会を主宰する。なお入会3年未満の会員に対しては、学習会への出席が奨励される。

(f) 会報・雑誌委員会

(i) この委員会は、クラブ会報委員会と、雑誌委員会を兼務する。

(ii) この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。

(iii) この委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主宰し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕ならびにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(g) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、理事会の承認を受け、手配する。

(h) 広報・IT委員会

(i) この委員会は、広く一般の人々にロータリーについての情報を提供し、本クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報宣伝する方策を考案し、これを実施するものである。

(ii) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブのホームページを管理監督するものである。

(iii) ホームページへの登載に当たっては、理事会の承認を受ける必要がある。

(iv) ホームページに登載された記事等の著作権は投稿記事の著者と鹿児島西ロータリー・クラブに帰属する。

● 職業奉仕委員会

(1) 職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法であり、すべてのロータリアンがその職業を通じて、ロータリーのモットーである「超我の奉仕」および「最もよく奉仕する者、

最も多く報いられる。」を実践することである。

- (2) 職業奉仕活動は、ロータリー・クラブと会員両方の責務とされる。
- (3) この委員会は、会員の職業奉仕に関する意識向上に寄与すべく、プログラムを企画し実施する。

●社会奉仕委員会

- (1) この委員会は、「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」、および「協同奉仕」等に関心を寄せ、本クラブの社会奉仕活動に関して、積極的な方策の考案と実践を模索する。
- (2) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱して設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援する。
- (3) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の各特定分野について設置された委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (4) ロータリー賞推薦委員会は、ひろく一般市民の中から「ロータリー賞」受賞の該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつ。

●国際奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄について、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものである。
- (2) 国際奉仕委員会委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (3) 1989年、国際奉仕委員会の提案に基づき、クラブ理事会は米国カリフォルニア州サンタローザ市所在の「サンタローザ・サンライズロータリー・クラブ」との友好盟約を締結した。「鹿児島西ロータリー・クラブ」は、この姉妹盟約に多大な貢献をした「鹿児島サンタローザ友好協会」に敬意を表し、「鹿児島サンタローザ友好協会に対する支援」として、毎年一定額の助成金を拠出することとした。この奉仕事業はこの委員会の任務とする。

(4) 米山記念奨学委員会

- (a) この委員会は、全ロータリアンに「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」の活動に関して周知させるとともに、「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」の活動を支援するプログラムを準備し、手配することを任務とする。
- (b) この委員会は、米山記念奨学生への世話と、公益財団法人ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励を任務とする。

●新世代奉仕委員会

- (1) この委員会は、年齢30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設立された委員会である。

- (2) この委員会は、新世代委員会活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (3) この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会と協力するものとする。
- (4) 新世代奉仕委員会委員長は、新世代奉仕委員会の諸活動全部に対して責任をもち、かつ新世代奉仕委員会の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
 - (a) ローターアクト委員会
この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し、1976年に設立された鹿児島西ローターアクト・クラブの活動を全面的に支援する。
 - (b) インターアクト委員会
この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し、1964年に設立された鶴丸高校インターアクト・クラブおよび1971年に設立された鹿児島高校インターアクト・クラブの活動を全面的に支援する。

●ロータリー財団委員会

ロータリー財団委員会は、全ロータリアンに「ロータリー財団」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配することを任務とする。

第11条 出席義務規定の免除

- (1) 本クラブ定款第9条第3節(a)に規定するように、理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間(最長12ヶ月間)に限り本クラブの例会出席を免除される。
- (2) このほか、本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められる「出席規定の免除」もある。
(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。ただし、その会員および本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められた「出席規定の免除者」が、自他のクラブの例会等に出席すれば、本クラブの出席記録に算入される。)
- (3) 理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

第12条 財務

第1節 予算書の作成

(1) 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

(2) 予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 資金の預金

(1) 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

(2) クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は、権限を持つ役員3名(会長、幹事と会計)の署名、捺印する伝票に基づき、会計の署名捺印する小切手または銀行振り込みもしくは現金をもって支払われるものとする。

第4節 勘定書の監査

本クラブのすべての資金業務処理は、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金の安全管理と保証

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 会計年度

(1) 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。

(2) 人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第7節 特別会計

(1) クラブ会員から「スマイルボックス(ニコニコ)」に拠出される資金等を財源とする鹿兒島西ロータリー・クラブ特別会計の支出部門は、「鹿兒島西ロータリー・クラブ奨学金制度」および「特別積立金への繰り入れ」のみとする。

(2) ただし、「理事会の承認した3年以上にわたる特例事業」には活用できるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 会員候補者の推薦

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された入会候補者(ロータリーでは法人会員がなく、すべて個人会員)の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。
- (2) 移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。
- (3) この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 会員候補者の資格の確認

理事会は、その被推薦者(入会候補者)が本クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

(a) 会員候補者

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節のもとに正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節のもとに転入先のクラブが、当該会員の元のクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件づけるものである。

(b) 元会員

本クラブは、本節のサブセクション(a)に明記されている通り、ほかのクラブから要請があった場合、本クラブの元会員が本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第3節 会員候補者への入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は結果を推薦者に通告しなければならない。

第4節 入会の承認を受けた入会候補者への入会前の対応

- (1) 理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員長、幹事または推薦者は、被推薦者に対して、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。
- (2) この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員候補者の入会の確定

- (1) 被推薦者(入会候補者)についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本クラブ細則に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。
- (2) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者(入会候補者)は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会式

- (1) このような手続きが終了した後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員(新入会の会員)に対して、幹事の準備する「会員証」を発行し、ロータリー情報委員長の準備する「ロータリー研修に関する資料」を提供するものとする。
- (2) 会長もしくは幹事は、新入会の会員に関する情報を、RIに報告しなければならない。
- (3) 会長、幹事、クラブ奉仕委員長またはロータリー情報委員長は合議の上で、当該新入会の会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員1名を指名しなければならない。
- (4) 会長または幹事は、同新入会の会員を、いずれかの奉仕委員会または役目に配属する。

第7節 名誉会員の推薦

理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けた上で、本クラブ定款第7条第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

第14条 決議

- (1) 本クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。
- (2) かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。
- (3) 退会を希望する会員は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

第15条 議事の順序

- ・ 開会宣言
- ・ 来訪者の紹介
- ・ 来信、告示事項、およびロータリー情報
- ・ 委員会報告(ある場合)
- ・ 審議未終了議事

- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に告知されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

- (付則) 1. この細則は、2012年07月01日、から実施する。
- (付則) 1. この細則は、2012年05月30日、本クラブ例会で、改正案が承認された。
- (付則) 1. この細則は、2012年04月11日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。
- (付則) 1. この細則は、2012年04月11日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。
- (付則) 1. この細則は、2010年07月01日、から実施する。
- (付則) 1. この細則は、2010年06月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。
- (付則) 1. 2010年5月26日、「2010年規定審議会」に基づき、細則を加筆修正した。
- (付則) 1. この細則は、2010年04月11日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。
- (付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。
- (付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。
- (付則) 1. この細則は、2008年03月12日、RI日本事務局の確認を受けた。
- (付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。
- (付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリー・クラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったもの限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥20,000と15,000相当のお花、死亡広告（ただし、ご遺族の了解を得た場合）
2. 夫 人 ¥20,000と¥15,000相当のお花
3. 父母又は子女 ¥10,000と¥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱

第1条 目的

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として制定され、高校生を対象として奨学金を支給し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条 基金

「奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリー・クラブ」の諸積立金のうち、500万円を充当し、逐次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。」とされた。

第3条 基金の運用

長期にわたり「基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。」とされてきたが、社会情勢の変化に伴い、基金の利息のみによる制度維持は困難となったため、「鹿児島西ロータリー・クラブの特別会計」の一部を財源とし、制度の維持に当たる。

第4条 奨学金の給付対象

当初は奨学金の給付対象を、「鹿児島西ロータリー・クラブ」の提唱によって「インターアクト・クラブ」を設立した「鹿児島県立鶴丸高等学校」と「津曲学園鹿児島高等学校」に在籍する高校生の中から、経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児または学校長が特に必要と認める生徒とする。ただし、財源に照らし合わせながら、「鹿児島西ロータリー・クラブの理事会」が承認すれば、奨学金の給付対象を変更することも可能である。

第5条 奨学金の給付金額および対象人数

当初は1人当たり月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。ただし、財源に照らし合わせながら、「鹿児島西ロータリー・クラブの理事会」が承認すれば、奨学金の給付金額および対象人数を変更することも可能である。

第6条 奨学金受給者の選考

「インターアクト委員会」は、毎年4月、各学校長より推薦された者の中から、奨学金受給候補者を選考し、その候補者名簿を新世代奉仕委員長(理事)に提出する。新世代奉仕委員長(理事)は理事会に諮り、理事会が奨学金受給者を決定する。

第7条 その他

その他、必要な事項は、理事会で審議し決定する。

(附則1) 本改訂要綱は平成22年4月1日より実施する。

(附則2) 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2012年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

充填及び未充填職業分類表

2012年7月

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
1	冷 暖	32	宝 石 ・ 貴 金 属
2	団 体	33	洗 濯 及 び 装 置
3	自 動 車 工 業	34	法 律 業
4	酒 精 飲 料	35	皮 革 工 業
5	清 涼 飲 料	36	機 械 及 び 装 置
6	放 送 材 料	37	医 療 器 具 及 び 機 械
7	建 築 材 料	38	医 薬 師 業
8	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	39	薬 劑 師 業
9	化 学 工 業	40	金 属 工 業
10	被 服 工 業	41	鋳 造 工 業
11	通 信 事 業	42	楽 器 用 品
12	菓 子 業	43	事 務 用 品
13	建 設 業	44	光 学 製 品
14	織 維 業	45	塗 料 及 び 装 飾
15	衣 料 及 び 雑 貨	46	紙 工 業
16	教 育 業	47	写 真 業
17	電 気 及 び 電 子 工 業	48	印 刷 及 び 出 版
18	金 融 業	49	宣 伝 業
19	芸 術 業	50	不 動 産 業
20	消 防 及 び 防 火 業	51	リ ク リ エ ー シ ョ ン
21	漁 業	52	宗 教 業
22	食 品 工 業	53	ゴ ム 工 業
23	家 具 及 び 備 品	54	船 舶 及 び 航 海 用 具
24	ガ ス 工 業	55	石 材 工 業
25	ガ ラ ス 工 業	56	倉 庫 業
26	金 物 業	57	運 輸 業
27	園 芸 業	58	車 輜 工 業
28	ホ テ ル ・ リ ゾ ー ト 及 び レ ス ト ラ ン	59	上 下 水 道 及 び 灌 漑
29	福 祉 社 業	60	木 材 工 業
30	保 険 業	61	サ ー ビ ス 業
31	鉄 鋼 業		

関連分類 61種 (内充填30, 未充填31種)

分類 150種 (内充填78種, 未充填72種)

会員総数 81名

内 訳 正 会 員 81名

(名 誉 会 員) 2名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
池 田 廣	放 射 線 科 医	放射線科池田診療所
小 山 幸 義	飲 食 業	

職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	冷暖房	冷暖房配布 空調設備	玉利賢介	(株)ナンセン		
2	団体	社会教育 生活協同組合	海江田 嗣人	NPO法人「渚を愛する会」		
3	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売 フォークリフト販売 自動車販売	佐伯 壽清 水 湖 治	水湖産業(株)		
4	酒類飲料	酒類配布 焼酎製造業	小 正 芳 史	小正醸造(株)		
5	清涼飲料					
6	放送	民間放送 生コン製造・販売	三木 武 幸 町 田 猛 洋	(株)鹿兒島放送 (株)垂水生コン		
7	建築材料	産業機械配布	江 夏	(株)ニツク		
8	ビジネスサービス	公認会計士 税 理 士 社会保険労務士 経営コンサルタン	徳 留 忠 敬 坂 元 利 郎 萩 原 徹	徳留・岩元会計事務所 社会保険労務士法人 ヒューマンサポート (株)アセットパートナーズ南九州		
9	化学工業	家庭薬配布 薬 店	村 田 和 雄 海江田 嗣人	(株)ムラタ薬品 健昌堂薬品		

番号	関連分野	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務	務先
10	被服工業							
11	通信事業	電話通信用事業 電話設備工事 情報サービス	松下賢司 江口清隆	西日本電信電話(株) 鹿児島支店 アイ電子工業(株)				
12	菓子	和菓子製造 菓子材料配布	岩田泰一 田中英介	(名)明石屋菓子店 壽屋製菓所				
		道路建設業 請負建築 コンクリート建築 建築設計 建築リース 建築湾建設 港建設業 建築コンサル 土木建築 プレハブ建築 商業建設 建設設備 技能者訓練 商店建築 管工事 総合建築	須田正己 袁田満康 濱崎一郎 諏訪園隆	(株)須田建設工業 みのだ設計 中央仮設(株) 坂本建設(株)				
13	建設業		有馬戦男 中村英幸 内村二郎	太陽熱温水器(株) (株)城山 内村建設(株)	川畑宏二	旭工業(株)		

番号	関連分類	分類名	会元名	勤務先	会員名	勤務先	勤務	先
14	織 業	綿製品製造 絹製品製造 百貨店 紳士服オーダー 雑貨配布店 婦人服輸入販売	岩元基	(株)カクイククス				
15	衣料及び雑貨		櫻美義明	桜ビルディング(株)				
16	教 育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 教 育 古武備道校 予備校 金融・経済教育 幼稚園 大 学	南海江田徹卓 上村國英 庵木博雄 山元將孝	I B S 外語学院 放送作家 鹿児島高校 大東流合気道術琢磨会 山元経済塾				
17	電気及び電子工業	電 気	山田晴彬	山田電気(株)				
18	金 融	外国為替銀行 短期金融 地方金融 総合証券 証券相互	久保富弘	大和証券(株) 鹿児島支店				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務	先
18	金融	証券取引 普通銀行	森俊英 坂之上忍	(株)南日本銀行本店 鹿児島銀行中央支店				
19	芸術							
20	消防及び防火							
21	漁業	水産物配布						
22	食品工業	砂糖配布						
		小麦粉配布						
		種子麴製造配布	山元正明	河内源一郎商店(株)				
		食料品配布						
		中華材料配布						
		醸造物製造	藤安秀一	藤安醸造(株)				
23	家具及び備品	漬物製造	中園雅一	(株)中園久太郎商店				
		食品製造	田畑勇	ケイビー食品(株)				
		健康食品						
		米配	玉川哲生	セイカ食品(株)				
		アイスクリーム製造	大山大成	鹿児島青果(株)				
24	工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀行	鹿児島酸素(株)				
25	工業	ガラス配布						
26	金物							
27	園芸							

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務先
28	ホテル・レストラン	飲食業 ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華)	小山光輝也 森山義也	徳鶴鳴館 ホテル・レクストン鹿児島			
29	福祉	障害者施設 老人保健施設 老人福祉施設 保育園 保育	水流洋 前田義博 赤塚幸士郎 伊東安男	社会福祉法人ゆうかり ゆうかり学園 社会福祉法人寿康会 特別養護老人ホーム寿康園 社会福祉法人育珠会 玉里団地保育園 鹿児島県社会福祉施設経営者協議会			
30	保険	火災保険 生命保険 アケジャル・ブナナー ガン保険	間崎徹也 七枝敏洋	日本生命保険(相)鹿児島支社 ソニー生命保険(株)			
31	鉄鋼業						
32	宝石・貴金属						
33	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ					
34	法律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	柴川周郎 福元紳一 竹下威	柴川法律事務所 福元法律事務所 柴川法律事務所			
35	皮革工業						
36	機械及び装置						

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務先
37	医療器具及び機械	医療機械配布					
		胃腸科 内科 矯正歯科 歯科 口腔外科 小児歯科 皮膚泌尿器科 耳鼻咽喉科 産婦人科 整形外科 放射線科 外科 循環器科 医療法人 眼科 小児科	高山 義則 山下 皓三 濱田 悦郎 川平 建次郎 長柄 英男 銚之原 大助 有村 仁志 鮫 高信	高山内科医院 山下歯科 城西歯科クリニック 医療法人建星会 川平クリニック 植村病院 医療法人草薙会 市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院	太原 春雄 小田代 憲一	紫原たはら病院 小田代病院	
38	医 師						
39	薬 劑 工 業	調劑薬局					
40	金 属 工 業	精密機械	居 迫 大 作	鹿児島ケース(株)			
41	鉱 油 工 業	製油配布 エネルギー産業	鮫 川 吉 弘	岩崎産業(株)			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務	先
42	楽器用品							
43	事務用品	電子複写機配布 事務	新福 大一郎	株式会社 新しんぶく				
44	光学製品							
45	塗料及び装飾	装飾材料配布						
46	紙工業							
47	写真	写真配布						
		書籍販売	坂木 貞剛	県庁書店				
		印刷発行	天本 美信	アジア印刷(株)				
48	印刷及び出版	新聞発行道 報道 データプロシオサービス	上之園 正幸	株式会社 南日本新聞社				
		広告取扱						
49	宣伝	イベント企画 看板製造 イベント設営	深尾 兼好 原 正親	株式会社 シイツウ 株式会社 舞研				
50	不動産	不動産鑑定						
51	観光事業							
52	宗教	仏教 神道	池口 恵切 観 豊	烏帽子山最福寺 松原神社				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先	勤務	先
53	ゴム工業							
54	船舶及び航海用具							
55	石材工業	墓石販売						
56	倉庫業	倉庫業						
57	運輸	バス事業	岩男					
		タクシー業	秀彦					
58	車両工業	海上運輸	古木					
		陸上運輸	彦介					
59	上下水道及び灌漑							
60	木材工業							
61	サービス業	防犯システム	日高					
		賃貸管理業	好久					
		ビル清掃	保真					
		商事会社	厚範					
		ビルメンテナンス業	大田					
		駐車場	平野					
		冠婚葬祭業	菊永					
宅地建物取引業	昭二郎							

会 員 名 簿

2012年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
池田 幸義	名誉会員	放射線科池田診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
小山 幸義	名誉会員							892-0853	城山町3-24	224-0306
A 有馬 健男	建設備	太陽熱温水器(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-40 鹿尾高流産業務団地	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	282-7878
天本 美信	印刷	アシア印刷(株)	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0863	西坂元町46-12	247-5842
庵木 英雄	古武	大誠合気柔術研究会鹿児島支部	支部長					890-0035	田上町5329-1	264-7545
有村 仁志	眼科	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
鮎川 吉弘	エネルギー産業	岩崎産業(株)	取締役	892-8518	山下町9-5	223-1129	222-7477	899-5652	始良市平松5674-2	0995-65-9244
赤塚 幸士郎	保育園	社会福祉法人育球会玉里団地保育園	事務長	892-0811	玉里団地3-30-6	229-1263	228-6885		同左	229-1236
D 大福 厚範	ビルメンテナンス業	大成ビルサービス(株)	取締役副社長	892-0845	瀬之口町11-22	224-1416	224-1949	892-0875	川上町549番地33	244-5964
E 江口 清隆	電話設備工事	アイ電子工業(株)	代表取締役会長	890-0031	武岡五丁目51-25	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
F 深尾兼好 フカノカネヨシ	イベント企画	(株) シイ ツ ウ	代表取締役社長	890-0056	下荒田1-1-20 そうごビル2F	297-5711	297-5712	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
藤安秀一 フジヤシウシウ	醸造	(株) 藤安醸造	代表取締役社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823	住吉町6-20	224-1069
福元紳一 フクモトシンイチ	商事弁護士	福元法律事務所	長	892-0828	金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007	伊敷台一丁目37-2	220-8600
H 鉦之原大助 カネノハラダイスケ	医療法人	医療法人卓彌会市比野記念病院	理事長	895-1203	鹿野川内市廻廻町市比野3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0007	伊敷台一丁目37-3	228-6883
日岡好久 ヒノカミヨシヒサ	貸付マンション管理業	(株) タ イ ム リ ー	代表取締役社長	892-0837	甲突町28-2	224-6542	222-5473	892-0804	春日町6-14	248-7770
濱田悦一郎 ハマタエツロウ	小児歯科	城西小児歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷台2丁目16-23	229-8088
濱崎一郎 ハマザキイチロウ	建築リース	中央仮設	取締役会長	890-0003	伊敷6丁目7-35	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
原正親 ハラマサチカ	イベント設営	(株) 舞 研	代表取締役社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0150	坂之上1丁目12-7	262-1124
平野次 ヒラノジキ	冠婚葬祭業	(株) セルモ鹿見島支社	取締役支社長	892-0841	照国町11-27	222-1111	222-1116	892-0833	松原町2-7-601	
萩原徹 ハギハラトオル	経営コンサルティング	(株) アセットパートナーズ南九州	代表取締役社長	891-0015	東開町3-170	260-9201	260-9202	890-0032	西陵7丁目25-12	297-6485
I 岩元基 イワノモトキ	綿製品配布							892-0846	加治屋町15-15	222-4454
池口憲一 イケグチケンイチ	仏教	烏帽子山最福寺	主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	253-6440
岩男秀彦 イワノオノヒコ	海上運輸	マリックスライン(株)	代表取締役会長	892-0836	錦江町1-7	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
岩田泰一 イワノタカシ	和菓子製造	(名) 明石屋菓子店	長	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
岩切豊 イワキリトヨ	神道	宗教法人松原神社	代表役員首司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
M 水 清 治	自動車部品製造	水 湖 産 業 (株)	代表取締役社長	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
村 義 雄	家庭薬配布	ムラタ薬品	代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4978
南 徹	外国語教育	I B S 外 語 学 院	代表取締役社長	892-0816	山下町12-12	225-1311	227-2739	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
町 俊	生コン製造・販売	垂 水 生 コ ン	代表取締役	891-2127	垂水市下宮町72番地	0994-32-0823	0994-32-6129	891-2104	垂水市田神2349番地	0994-32-0014
森 英 博	普通銀行	南 日 本 銀 行 本 店	取締役頭取	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201			
前 博	老人福祉施設	社 会 福 祉 協 会 柳 瀬 荘 小 木 栄 園	理事長 兼 館 長	891-1304	本名町234	294-2510	294-3191	892-0853	城山町3-25 サニパスシティ城山公園703	222-2808
養 満 康	建築設計	み の だ 設 計	代 表	890-0031	武蔵三丁目7-5	281-4883	282-7680	890-0031	同左	282-5530
森 輝 也	ホテル業	西 西 川 グ ル ー プ 本 社	総 支 配 人	892-0844	山之口町4-20	222-0505	225-7989	890-0024	明和1-25-1-702	282-8421
松 賢 司	電話通信事業	西 日 本 電 信 通 信 有 限 公 司 鹿 見 島 支 店	法 人 営 業 部 長	892-0833	松原町4-26	227-9605	216-8104	890-5600	下荒田二丁目29-10	
三 武 幸	民間放送	鹿 見 島 放 送	取 締 役 兼 業 務 局 長	890-8571	与次郎2-5-12	251-5111	254-6197	892-0846	加治屋町9-4	222-7607
間 徹 也	生命保険	日 本 生 命 (株) 鹿 見 島 支 社	支 社 長	890-8521	中央町18-1-8F	255-1101	255-1107	890-0053	中央町30-7-1103	255-9897
N 長 柄 英 男	循環器科	愛 仁 会 植 村 病 院	院 長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730
中 村 英 幸	商店建築業	城 山	代 表 取 締 役 社 長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
中 園 雅 治	漬物製造	中 園 久 太 郎 商 店	代 表 取 締 役 社 長	891-0514	指宿市山川大山860-2	0993-34-1180	0993-27-6015	890-0013	城山1-30-17	225-4514
七 枝 敏 洋	ファッション・ブライダル	ソ ニ ー 生 命 保 険 株 式 会 社	フ ァ イ ジ ャ ル プ ラ ン ナ ー	890-0053	中央町11 鹿見島中央 ターミナルビル3F	250-6030	250-6033	890-0032	西陵4-7-7	282-7629

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
O 小田 憲一	総合病院	医療法人恵徳会小田代病院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
大山 康成	青果配布	鹿兒島青果(株)	取締役社長	891-0115	東開町11-1	267-3111	267-0181	890-0053	中央町32-3	254-6312
S 佐伯 壽郎	自動車修理							890-0047	常盤二丁目7-16	258-3423
須田 正己	コンクリート建築	(株)須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	田上二丁目35-5 第二ニューセンタービル201	256-2247
染川 周郎	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	下荒田二丁目26-16	250-2233
坂本 貞剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	891-0145	錦江台3-5-7	802-4766
諏訪園 隆	建築	坂本建設(株)	代表取締役	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
櫻美 義明	雑貨配布	桜ピルディング(株)	代表取締役社長	890-0053	中央町19-1	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
鮫島 信一	小児科医	医療法人育誠会さめしま小児科	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
田英 介	菓子材料配布	壽屋製菓所	代表取締役	890-0072	新栄町4-19	254-1048	256-7801	890-0072	新栄町4-19	254-1048
新福 大一郎	事務	(株)しんぶく	代表取締役社長	890-0052	上之園町9-8	254-1131	254-1414	890-0052	上之園町20-18-1003	254-8236
坂元 利郎	社会保険労務士	社会保険労務士法人ヒューマンサポート	所長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0007	伊敷台4丁目5-19	220-4871
坂之上 忍	普通銀行	鹿兒島銀行中央支店	支店長	890-0053	中央町11-2F	256-1121	250-0561	890-0007	伊敷台5丁目22-8	229-8721

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
T 太原春雄	内科	紫原たはら医院	医師	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
玉川哲生	アイスクリーム製造	セイカ食品(株)	代表取締役会長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
水流洋	障害者施設	社会福祉法人ゆかりゆかり学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
竹下威	公証人	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
高山義則	内科	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	嶋池二丁目17-7	257-1407
玉利賢介	空調設備	(株) ナンセ	取締役会長	890-0034	田上八丁目13-21	283-3326	282-8566	899-2521	日置市伊集院町大田877-6	273-6655
徳留忠敏	税理士	税理士法人鹿児高さくら会計会	会長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884
田畑勇	食品製造	ケイビー食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
田中藤	駐車場	街エムアメンテック/パーキング	代表取締役	891-1204	花野光ヶ丘一丁目23-12	238-9538	228-0359	891-1204	同左	228-0310
U 内村二郎	総合建築	内村建設(株)	代表取締役社長	892-0818	上本町2-12	222-0116	223-1478	892-0852	下竜尾町2-2	227-2221
上之園正幸	新聞発行	(株)南日本新聞社	監査役	890-8603	与次郎1-9-33	813-5011	813-5016	890-0008	伊敷7丁目5-31	228-8193

